

## 平成21年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成21年3月4日（水）午前9時開議

### 日程第 1 一般質問

---

#### ○出席議員（14名）

1 番	川 野 辺 達 也 君	2 番	延 山 宗 一 君
3 番	小 森 谷 幸 雄 君	4 番	黒 野 一 郎 君
5 番	石 山 徳 司 君	6 番	市 川 初 江 さん
7 番	青 木 秀 夫 君	8 番	野 中 嘉 之 君
9 番	石 山 甚 一 郎 君	10 番	秋 山 豊 子 さん
11 番	塩 田 俊 一 君	12 番	青 木 佳 一 君
13 番	川 田 安 司 君	14 番	荻 野 美 友 君

#### ○欠席議員（なし）

---

#### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原 実 君
教 育 長	鈴 木 実 君
総合政策課長	小 野 田 吉 一 君
生活窓口課長	荒 井 英 世 君
健康福祉課長	小 野 田 国 雄 君
建設農政課長	中 里 重 義 君
会計管理者	小 菅 正 美 君
教育委員会 教務局長	田 口 茂 君
農業委員会 農務局長	中 里 重 義 君

---

#### ○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	栗 原 光 実
書 記	石 川 英 之
行政安全 グループ リーダー兼 議会事務局書記	丸 山 英 幸

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(荻野美友君) おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

---

○一般質問

○議長(荻野美友君) 本日の会議は一般質問です。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

なお、質問者に対しても、答弁者に対しても、挙手をはっきりするようお願いいたします。

通告1番、青木秀夫君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[7番(青木秀夫君)登壇]

○7番(青木秀夫君) おはようございます。よろしく申し上げます。連日暗いニュースばかりで、日本じゅう、世界じゅうがどうなってしまうのかなというようなことばかりなのですけれども、人間も何千年も生き抜いてきたわけですから、死ぬようなこともないでしょうから、開き直って暗いニュースに立ち向かっていくしかないかと思うのです。今日は新教育長ということで、教育長さんに日ごろ考えている教育全般についての所信について順次伺っていきたく思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。長い教員生活を通していろいろな場面で、いろいろな経験を積んでいると思うのですけれども、今日は初議会ということで、失敗しないように安全運転しようとか、玉虫色の発言をしようとかとならないようにぜひお願ひしたいと思ひます。こんな小さな板倉町の議会ですから、少々脱線ぎみな発言をしてもニュースにもならないと思ひますので、今日は思い切って本心、本音を披露していただきたいと思ひます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。上毛新聞もいるのでしようけれども、大丈夫でしょうから、本音の考えをご披露していただければと思ひます。1月の臨時議会や2月の広報いたくらで教育長の氏名、生年月日と住所と、三十数年の教員歴くらいしか公表されていないので、今日は新教育長について少し詳しく伺うことから入っていきたくと思ひます。

まず、高校の教師であったということですから、当然担任、担当教科があったはずですが、担当教科は何だったのでしようか、お伺ひしたいのですけれども。

○議長(荻野美友君) 教育長、鈴木実君。

[教育長(鈴木 実君)登壇]

○教育長(鈴木 実君) 本当に初めての経験で、こういう場面というのはテレビでしか見てないので、本当に戸惑いますし、ご迷惑をおかけするかなというふうに思ひます。先ほど失敗して結構ですからと言われたので、本当にほっとしています。

教科ですが、国語でございます。

○議長(荻野美友君) 青木秀夫君。

○7番(青木秀夫君) 広報で新任校から退職までの教員歴が掲載されておりましたけれども、その間に教育委員会のそういう教育行政に携わった経験はあるのでしようか。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 現場上がりで、一切ありません。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 担当教科が国語ということだと、どういう学部の、どういう学科のご出身なのか伺えたらと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 大学のほうは法政大学の文学部、日本文学科でございます。専攻までいきましょうか。中世文学の中の軍記物語、保元、平治、平家、あの辺です。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 日本文学で中世文学というのが得意分野ということですが、卒業論文なんかはどんなものをお書きになったのでしょうか。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 保元物語が私の卒業論文でございます。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 日本文学科であっても、大学では一般教養科目で英語はもちろん第2外国語なども必修だったと思うのですけれども、第2外国語は何語を履修されましたか。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 第2外国語はドイツ語でございます。中身を聞かれると困るのですけれども。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） いや、いいですよ。第2外国語はドイツ語を履修したということでしょうけれども、今ちょっと言われましたけれども、どうですか、身につきましたでしょうか。役に立っているでしょうか。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 全然身につけておりません。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そうですよ。超能力を持ったスーパーマンのような例外を除いて、第2外国語など覚えている人はほとんどいないと思うのです。私なども1、2、3ぐらいしか覚えてないですよ。普通の大学生にこの第2外国語を学ばせることなど、無謀以外の何物でもないと思うのですけれども、なぜかやっているのです、無駄なことを。第2外国語など覚えられないし、そんなものは役に立たないのだけれども、それをやっているのです。そういう反省に立ってか、今第2外国語を必修科目から外している大学も増えているようで、医学部なんかでも今ドイツ語なんかやってない学校が増えています。第2外国語は論外として

も、それでは大学で一般教養科目で履修した英語、あれを私は非常に無駄で何の役にも立たなかったと思うのですけれども、一般教養科目の英語は教育長なんかは受けた経験を通して、どんな感じを持っていますか。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 英語につきましては、非常に勉強になったと思います、自分で。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 私なんかは大学の教養科目の英語というのは、本当に時間の無駄であったのではないかと考えているのですけれども、それに比べると、大学の受験の英語と違いますか、高校時代の英語、それは多少その後の役に立っている場合もあるかなと思うのです。私が言いたいのは、要するに時間をかけて本腰を入れて取り組んだ勉強でないと、身につかないということではないかと思うのです。勉強というものはそういうものではないかと思うのですけれども、大学の外国語の例に比べて、教育長はどんなような感想を持っておるでしょうか。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 私はやはり勉強というものは無駄なものはないなというふうに考えております。勉強して邪魔になるものは決してないと。そういう今第2外国語の話が出ましたけれども、第2外国語をやる中で、中にはきちっとマスターして、それが職業に結びつく方もいると思いますので、決して学ぶことについて無駄ということは絶対にないというふうに思っています。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） ところで、2011年から小学校5、6年生に英語の授業が週1時間とはいえ、義務化されるようです。その前段として2009年、今年4月から板倉でも5年生から英語の授業が導入されるのですが、この小学校の英語教育について教育長はどのような見解を持っているのか伺いたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） やはり国際交流というか国際的な状況、そういう面で考えていくと、時間的な流れとしては5年生、6年生がやることについては、そういう状況になってきたら、社会状況になってきたらというふうに私は考えております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 確かによく国際化、グローバル化という競争に打ち勝つには英語だと。といっても、バイリンガルな日本人の育成が不可欠であるかのごとくあおっているのは、教育産業だけではないのかと私は思っているのです。今日本人は英語を必要としていますか。英語をほとんどの職業では必要としなくても生きていけるわけですね。日本人は英語が苦手だと。苦手で、英語のできる人が少ないとよく言われているのですけれども、そうなのでしょうか。少ない英語のできる人たち、よく言われたTOEICなどというので900以上とか、TOEFLで600だとか、これは相当な英語力だと思うのですけれども、そういう人たちでもなかなか英語を使う職場にありつけないということがよく聞かれています。それほど英語を使う仕

事はないわけですよ。よく新聞広告なんかにも出ているのですけれども、英語の堪能な人の給与というのは意外と安い。私は時々見るのだけれども、ということは需要がないのです。英語、英語と言っているのは私は教育産業があおっているだけかなと思っているのです。そういう状況下であって、教育産業だけではなくて文部省の一部にも小学校からの英語教育の推進勢力があるようなのです。バイリンガルな日本人を育てようとも思っているのでしょうか。よく二兎を追う者は一兎も得ずとことわざにもあるように、中途半端な教育になってしまうのではないかと思うのです。先ほど言われたように吸い取り紙のような超能力のある子供たちならいざ知らず、普通の義務教育の子供たちにバイリンガルな日本人を育てようなどということを目指すことはただ無謀であって、無駄であると思うのですけれども、どうですか、教育長の考えは。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 一つは、やはり全般的な部分でいきますと、この国際化の中でやはり全体をレベルアップする必要があるというふうに思います。そういう意味で英語は必要なのかなというふうに思います。それと、今一部だという言い方をされますけれども、一部かもしれません。そして、我々はふだん日常英語を使うことはないのですけれども、例えば進路講演会等で卒業生を呼んで話をさせると、英語はもうしゃべれて当たり前だという言い方をします。そういう人たちがいるということ。それと、話せなければ、もう要するに商社マンとかそういうものはもう全然レースにならないというような話をしておりますので、やはりそういう人たちを育てる。その一部分かもしれないのですけれども、やはり底辺を広げる意味で絶対にこれからの国際化という波の中では、英語教育というのは必要なかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 数年前、太田で群馬国際アカデミーというのが開校しましたけれども、あのシステムは別としても、50年も前から私立の小学校では英語教育などを実践しているところは幾つもあるわけです。そういうところでの成果は上がってないという調査結果も出ておるわけです。それでも文部省はこの英語教育を推進しよう。公立小学校に週1時間とはいえ、英語の授業を義務化させようとする目的は一体何なのかよくわからないのです。2011年からの実施が学習指導要領にもこれは明記されているのでしょうか。

ところで、この学習指導要領というものは一体何なのでしょう、これは。この位置づけについて伺いたいと思うのです。それと、この文部省の学習指導要領には、この地方の教育委員会というのは従わなければならないのかどうか。その点についても伺いたいと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 学習指導要領というのは10年に一遍改訂されることになっています。それはやはり日本の教育基本法を初めとする学校教育法等ありますけれども、それに基づいて、その時代状況を踏まえた形で改訂が行われるということになります。そして、今回の改訂の大きな目玉はやはり……、中に入らないほうがいいのですかね。ということですね。それと、我々はやはり文科省の指導に従って21年度から試行で、23年度から本格実施という形です。それは従わなければなりません。ということです。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君）　そうですか。この学習指導要領というのは、この文字から判断しても、指導要領であって、これは法律ではないのです。法律でなければ、これは一体何なのかと。行政指導なのか、それとも政令とか省令のたぐいなのか、何を根拠にこの学習指導要領を尊重し、その学習指導要領に拘束を受けて従わなければならないのか。その辺のところはわかればお答えいただきたいのですけれども。

○議長（荻野美友君）　教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君）　法的な部分での根拠というのは、ちょっと詳しいことはわかりませんが、現物を。これが今回の新学習指導要領というのです。これは小学校、これは中学校という形になっています。これはやはり文科省がやはり出すものでございまして、それをきちっとした、もう本当にこれが教科ごとになっています。これはやはり我々は文科省の流れの中の末端にありますけれども、これはきちっとそれに従ってやらざるを得ないということです。

○議長（荻野美友君）　青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君）　私立の学校では、学習指導要領とかけ離れたカリキュラムが編成され、それをまた特色あるということで売り物にして宣伝して、そういう授業を展開しているようです。この学習指導要領と私立の学校というのはどんなような関係になっているのでしょうか。この文部科学省の学習指導要領というのは、私立学校には効力は及んでいないのでしょうか。その辺のところの実態はどうなっているのでしょうか。

○議長（荻野美友君）　教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君）　私立であっても守らなければならない部分は、きちっと守らなければならない。例えば2年前に問題になったと思いますけれども、未履修事件がありましたよね。あれなんか典型的なもので、あのときにも私立高校が何校か挙げられました、履修してないということで。そういう面では法的に私立高校もきちっとこの学習指導要領に沿ってやらざるを得ない状況があるというふうに思います。その中で私立高校が特色が出やすいというのは、その部分の幅が私立高校の場合はありますから、そこでかなり特色を出せるかなというふうに考えております。

○議長（荻野美友君）　青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君）　私立学校ではほとんど文部科学省の指導要領など無視しているというところが、それがまた売り物なのでしょうけれども、実態はそういうところなのでしょうけれども、ところが、この公立学校ではやはり文部科学省の指導要領を金科玉条のごとく尊重し、あるいはそれをよりどころとして教育が行われているのではないかと思うのですけれども、この教育行政というのは地方分権が最も進んだ分野であって、この地方教育委員会には相当強い権限が法律によって付与されているはずなのです。ただそれをうまく権限を使ってないというだけで。ですから、私はこの私立学校と同様に地方の教育委員会でも、独自の裁量、判断でその地域の特色のある、個性のある教育を実践することもできる権限を持っているのではないかと思うのです。そういうことでぜひ教育長には脱線したぐらいの特色のある教育を実践していただかないと、それにはやはり教育長の個人の個性というものが非常に発揮できる場所だと思うのですけれども、その辺のところについてはどのように考えているか。教育委員会の権限について。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 教育長はかなりの権限があるかなというふうに私自身もちょっと思っております。今特色というような話をされたのですけれども、私も青木議員と同じように考えています。というのはどういうことなのかといいますと、今の学習指導要領の範囲を逸脱する気はないのですけれども、その中で今の中のできることはあると思います。それはやはり学校現場ときちっと話し合いをしながら、その取り組みをきちっと話し合っていく中で、それぞれの学校の特色を出していきたいというふうに考えております。やはり板倉町は板倉町の教育行政があっていいなというふうに思います。私が今後やっていきたいなというふうに思っておりますのは、私自身が学校現場に向向いていきたいと。出向いて行って、校長、教頭を踏まえて、先生方と直接話をしていきたいと。その中で課題等をきちっと集約していくと。各学校が抱える課題を明確に、明瞭な形で町の人たちにわかるような形にしていきたいと。その課題解決を学校ぐるみで取り組んでいけるような状況ができればなというふうに思っております。昨日、秋山議員が現場という言い方をしていたのですけれども、学校現場の中の現場はどこなのかという、私は授業、一時間、一時間の授業だと思っています。それは我々が例えば基礎、基本の定着とかいろいろ話をしますけれども、校長さんとも話をしますけれども、実際やっているのは現場の先生方なのです。現場の先生方が授業にどう取り組むかと、そこが一番の問題になってくるわけでございます。そういう面で私は現場へ出向いて行って先生方と話し合いをしながら、きちっと学校の特色をつくるのではないのです。特色というのは、取り組みの中で特色が出てくるのです。特色というのは、これが特色だということではなくて、取り組む中でその学校の特色が出てくるというふうに私は考えております。そういうことでそれは生かしていきたいと。

特に、板倉町では前教育長さんが県下一の取り組みということをやってきております。それはそういう意味で私は生かしていきたいなというふうに思っておりますし、また町ぐるみの部分でも、やはり見える形にしていきたいと。町の人たちに見える形のをきちっと出していきたいというふうに思います。それには、ちょっとしゃべり過ぎているのかなと思うのですけれども、少し時間をいただきたいなというふうに思います。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） またこの英語教育に戻りますけれども、日本の英語教育は役に立たない、実用的でないという批判が多いのも事実ですが、確かに大学の教養課程の英語などというのは全くのでたらめで、何の役にも立たないと思うのですけれども、それまでの高校生のやっている5文型8品詞の英文法と、無味乾燥な単語、熟語の丸暗記という明治以来の伝統的な大学受験用の英語教育というのは、ベストかどうか知りませんが、それほど間違っていないのではないかと私は思っているのです。というのは、日本の英語教育は実用的でない、間違っているかのごとくはやしているのは、どうも教育産業のコマーシャルに惑わされているのではないかと思うのです。日本の英語教育はそれほど間違っていないという証拠に、多くの日本人がこの国際化時代においても、経済ばかりでなく各分野で活躍しているではないですか。とりわけこの経済の分野ではこのメイド・イン・ジャパンの製品が世界市場を席卷して、今やアメリカの最後のとりでと言われる自動車産業も、崩壊寸前に追いやってしまっています。これは日本のすべて英語力です、これは。国際社会での日本人の活躍もこの明治以来の基礎、基本を重視した日本の英語基礎学力が源泉となっていると私は思う

のですけれども、教育産業のコマーシャルは別にして、どうですか、教育長、その辺のところの見解は。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 英語力と英会話能力というのは別だというふうに私は考えております。日本の今までの教育の中でやはり大きいのは、今文法的なという、第1文型、第2文型等がありますけれども、あれは日本人にとっては大事なものだということふうに思います。今これから進む外国語活動というのは、ある部分ではそれよりも英会話を重視した方向にいつているかなど。しかし、その限界というものはあるわけです。なぜなのかというと、文法的なものをきちっと把握していなければ、本当に日常の「おいしいですか」、「食べますか」、「どうぞ、いらっしゃい」というぐらいの会話で終わってしまうわけです。やはり文法をきちっと押さえてなければ、要するに長いセンテンスの会話はできないというふうに考えております。そういう面で行くと、日本の今の状況というのはそんなに会話重視の英語教育というのは、そんなにいい方向ではない。やはりきちっと文法を据えて臨むべきかなというふうに思います。この辺を勘違いされて、英会話ができれば英語能力があるかというふうな勘違いのされ方をされると非常に困るなど。その辺はこれから私も訴えていこうかなと思うのですけれども、英語力というのは文法的な単語力であり、熟語力であり、文法的な力がなければ、もう限界が見えておりますので、ぜひその辺もきちっと勉強していかなければならない、やるべきだなというふうに思っております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） いや、まさに教育長の言うとおりで、やはり基本ができてなければ、ざるで水をすくっているようなもので何の効果もないと。日本人は日本人なので、何かよくコマーシャルで言っているネイティブ・イングリッシュなんて、あんなものは必要ないのです。ジャパニーズ・イングリッシュで世界に通用しているのですから、別に流暢な英語がいいわけではなくて、要は言語ですから、相手に正確に伝えるということができれば、下手でも伝わればいいのですから。このバイリンガルな日本人を目指すなどと、先ほども言いましたけれども、二兎を追う者は一兎も得ずの例えではないのですけれども、中途半端な人間をつくり出すだけで、特に義務教育の子供なんかそんなことを考えるなどということは、混乱させるだけ以外の何物でもないと思うのです。日本人は日本語が使えないと、仕事を限定されてしまうわけです。何の試験だって日本語で試験をやるわけですから、日本人ができないなら仕事にもつけないということになるわけです。四、五十年前、海外で働いていた日本人は当時少なかったですよ。日本人学校なんて現地にもなくて、当時在留の日本人は子供の教育に大変苦労していたのです。小学校入学前に日本に帰しないと、おかしくなってしまうとか、あるいは中学校まで現地に置いたら日本人はあきらめろと、絶望だとか言って、みんな苦労していたわけです。バイリンガルな日本人をつくるなどということは無理だということを現地の人はみんな知っているわけですから、そういう状況にあっても、なぜか文部科学省ではそういうものをやろうとしているところがあるのです。もう何事にも先ほど教育長も言ったように順序があると思うのです。英語の基礎学力をつけるには、その前提に、国語の先生の前で言うのもおかしいのですけれども、国語です。そうでないと、穴のあいたバケツに水を注ぐようなもので、何の意味もない。歩どまりがないですよ。国語の専門家の教育長の前で言うのも変な話なのですけれども、小学校では英語などよりもすべての教科の基礎である国語、漢字の一つでも覚えさせるということのほうが、普通の子供が多いのですから、大切なのか

と思うのですけれども、先ほど答えていただいたのとまた同じことなのですから、簡単にお答えいただけますか。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 小学校の先ほど英語というより外国語活動ということなのですから、それは5年生で1時間、6年生で1時間あるわけですから、それは私は英語の力を身につけるのではなくて、はっきり言いますと、この間板倉町教育研究所というのがありまして、これは小学校、中学校の先生方が研修会をやる。その研修会の20年度のテーマが「外国語活動の授業の展開」ということでこの間発表があったのですけれども、そのときにもお話ししたのですけれども、要するに親しむと。外人がいたときに我々は、私たちは外人がいると遠ざかりましたけれども、外人がいたときに近づいて、何でもいいからしゃべりかけるといふ、そういう親しみを持たせる授業でいいのだろうというふうには私は考えております。ということで先ほど日本語というふうな話が青木議員のほうから出ていましたけれども、まさにそのとおりでございます。日本語、言語活動がきちっとできない子供には、ものを考える力がありません。まず我々は赤ちゃんを考えるとわかんと思いますけれども、赤ちゃんの表現力というのは言葉を知らないから、泣くという形の表現力でございます。その子供が大きくなっていって言葉を覚えていく中で表現が増えていきます。日本語、いろんな言葉を覚えていくことで思考力、判断力、表現力が深まっていくわけです。言葉を知らない人間に表現しろといっても、これはできません。考えろといっても、できないのです。そういう面で行きますと、やはり私は青木議員と同じかなと思うのですけれども、英語教育以上に日本語教育をきちっとやっていかなければならないというふうには考えております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 私もそう思うのですけれども、この日本人が日本で生活、仕事をするには、国語の基礎力が絶対必要条件になっておるわけです。私なども就職して一番困って恥をかいたことは、漢字の読み書きができない、能力不足でさんざんな目に遭ったことを経験しております。今でも時間はあるのですけれども、反省しているだけでなかなかそういうものを勉強することはできないのですけれども、そこへいくと、私たち世代の上司というのは、当時は大正生まれの世代の旧制の中学、高校、大学出身者で、とにかく漢字の読み書きは感心するほど熟達していました。国語力でいえば、我々は大人と子供ほど格段の差があることを実感していました。それでいて結構みんな英語などもたけている人も多かったのです。旧制と戦後の新制の学校制度といいますか、その教育システムの違いにあったのではないかなとも思っておりますけれども、そういう経験、反省に基づいて、私は国語力が大切なのではないかなと痛感しているのですけれども、今子供を持つ親に英語教育のアンケートをとると、80から85%の親は幼児期からの早期英語教育を望んでいると、それに賛成しているようです。まず国語教育優先という考え方は少数派のようです。そういう状況下であって、英語よりも国語だよという保護者にそれを訴え、説得するには、またこれは大変な困難と相当なエネルギーがあるかと思うのですけれども、そういうものを説得していくのも教育長とか教育委員会の役目かと思うので、やはり風潮としては一般的な親の要望は早期英語教育賛成なのですから、それと相反することを訴えるということは、教育長は大変だと思うのですけれども、どうですか。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 相反するということでもないのですけれども、私はきちっと言います、言っていきたいと思います。それはもう、例えばこういう例があるのです。非常に仲のいい子供同士がけんかになったと。先生が仲裁に入ったときに、詰めていくと、何でけんかになったのか。ちょっと言葉が、お互いのやりとりの言葉がお互いが通じてないのです。これは大変な問題です。言葉が通じてないでけんかになるのです。ではあなたが言いたかったのはこういうことだったのねと、「わかった」と言ったら、「わからない」と。こっちが言いたかったのはこういうことだったのだなと。「通じた」と言ったら、「通じない」と。そこでけんかになると、この状況があるわけです。そういう面で行くと、私は本当に日本語教育をきちっとしていきたいというのは、英語教育をいかにしるということではなくて、英語教育と相まって日本語教育に力を入れていきたいというのは、特に若いお母さん、お父さん方にきちっと話していきたいというふうに思います。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） ところで、よく新聞なんかで報道されているのですけれども、OECDの調査で日本の学力が国際比較で低下しているという結果が出ているのですけれども、本当にそうなのでしょうか。この調査対象とか調査方法とかに問題はないのでしょうか。文部科学省はこれに直接関与しているのでしょうか。その識字率世界一と言われる日本が、本当に学力が世界に比べて劣っているとも思えないのですけれども、今の子供たちは我々の時代に比べると、学習範囲も広くて格段なボリュームのものを無理やり押し込められているというような感じもしておるのですけれども、いわゆる詰め込み教育をされているような感じがするのですけれども、この小中学生の今の学力を教育長は長い高校教師という立場から見て、この義務教育の学力をこのOECDの調査の結果のように受けとめているのかどうかお伺いしたいと思うのです。そして、本当に学力が落ちているという実感を持っているのであれば、どういう部分を学力が落ちているというふうに感じているのか。少し短く、時間もありますので、お答えいただければと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） その結果をそのまま受けとめての話で言いますと、学力は完璧に落ちています。これは各中学校へ回って、中学の校長さん方が言うのは、毎年同じことなのです。「今年の1年はひどい」、「今年の1年は」と毎年繰り返されているのです。というのはどういうことなのかというと、完璧に学力は落ちている。それはやはり週休2日制です。それで授業が減ったと、そして授業内容、非常に青木議員はたくさんあると言いましたけれども、それは厳選しているわけです。かなり削っているわけです。削っていながら、子供たちの学力は完全に落ちています。そういう状況です。それに文科省が今ある学習指導要領、平成10年ぐらいに改訂したのですけれども、改訂して間もなく気がついているわけです。あの当時の文部大臣が改訂して1年もたたないうちに授業を増やすという状況をつくっているわけです。今まさに授業が23年度までに小学校1年生、2年生が2時間、3年生から6年生までが1時間、中学生が1時間増えます。これは本当に私は危機的な状況だというふうに思っています。このままいきましたら、本当にとんでもない状況が出てくるなというふうに思っております。学力は間違いなく低下しております。これはこの辺の高校の例でいいますと、太田高校も落ちています。板倉高校も落ちています。全部落ちています。そういう状況がある

ということだけは現実でございます。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 以前に比べて学力は低下していると実感しているということなのです。その原因は一体何なのでしょう。私はこれは詰め込み教育で消化不良現象しているのではないかと、やり過ぎなのではないかと思うのです。そんなに我々のころから比べたら大変です、今の小学生でも中学生でも。そう思いませんか。学力が低下しているのは、詰め込み教育に原因があるのではないかと思うのです。小学校ぐらいの教育を確実に修得して十二分に使いこなすということは、これは容易なことではないと思うのです。それをただ素通りしてしまうからではないかと思うのです。この小学校の学力をしっかり身につけて十二分に使いこなせれば、これはもう町長だって、教育長だって、知事だって、総理大臣だってできます。麻生さんだってその程度でしょうから。なかなか小学校ができないのです。今よくテレビなんかでやっていますよね。

「平成教育委員会」とか何とかなどといって、小学校の問題です、あれは。全然できないあそこのテレビに出ている人、あれはみんな大学を出ている人だから、あれは。アナウンサーだとか、タレントだとかなどとやっていますけれども。だから小学校教育というものを、余り「何だ、小学校か」と言わないで、しっかりしたものを少し身につけることが私は大切なのではないかと思うのです。ここから館林市に行くのだから、信号が一つしかなければ、大概の人は覚えてしまいます。だけれども、いっぱいあると、信号も覚えられないです。これが1つか2つなら大概の人が覚えられます。私はやり過ぎなのではないかなと思っているのです。それに比べると、先ほど私が言った旧制の学校教育を受けた人たちというのは、非常にシンプルな教育を受けてきたのではないかと、余計なことをやらない。そういうような気がするのです。教育長も教職についたのが昭和47年ということですから、当時はまだ大正生まれの先輩が残っていたでしょうけれども、どうですか、旧制教育の教育を受けた人たちを見たときの感想。それと、今の現役の教育長にしてみれば後輩だ。今の若い人を見て、どうかと感じていると思うのです。詰め込み教育、欲のかき過ぎが基礎学力の下降というか低下をもたらしているのではないかなと私は思っているのですが、その点については教育長と考えが違うようですけれども、いかがなのでしょう。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 旧制高校の学習方法というのは、そういう面で行くと、逆に詰め込みだったなという感じがいたします。というのはどういうことなのかというと、例えば国語の話をしますけれども、もう漢文なんかにしても丸暗記させられたわけですが、何もなしで。要するに暗記しろという形で暗記させられて、それが物すごい力になる。後ほど力になるのですけれども、まるきり暗記させられて、ある聞いた話によりますと、私の大学の恩師が言われたのは、古典文学というのはいっぱいありますよね。その一部分をばっと抜き出して、「おまえ、これの出典はどこだ」というふうに聞かれたという。それぐらいの状況下で本当にめっちゃくちゃ覚えさせられた。要するに覚えることがすべてだというような状況があったかなというふうに思います。それは後ほどすごい力になっていくのですけれども、そういう面で行きますと、今の小学校、中学校の状況を見ますと、昭和30年代、40年代と比べますと、かなり学ぶ量は減っているのです。減っているのです。青木議員は増えていると、いっぱい詰め込み過ぎると言うけれども、減っているのです。減っていて、入って行ってないと、これはもう完璧に私は授業時数が減っているからだというふうにとらえておりま

す。その辺を基礎基本をどうしようにするかという面でいきますと、今度授業は増えますから、あの1時間をいかにその部分で基礎基本の演習をやっていくか。この辺は今後校長さん方、現場の先生方と話し合いながら、その基礎基本を徹底させるという意味でやっていこうかなというふうに思います。ちょっとこの辺が青木議員と認識が違うのですけれども、決して今は詰め込んではいない。基礎基本をきちっとやらせようとしているということです。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 戦前は小学生に意味もわからなくても教育勅語を丸暗記させるとか、何か大人になって兵隊なんかに行くと、軍人勅語などというのを丸暗記して覚えられないと、もう殴り飛ばされたとかというから、みんな覚えたいのだけれども、そういうシンプルな覚え方というものも一つなのです。余計なことをやらないで、やり過ぎということ。それは能力によって個人差があるわけだから、それは能力のある人はいっぱいやったっていいのだけれども、義務教育というのは普通の人がやっているわけだから。余力のある人は別枠で幾らでもできるのですから、その辺のことが大切なのかなと思うのです。

それで、先ほども基礎学力のもととは国語だといっても、その内容、中身は非常に奥深くあいまいで、もうわかりにくいところがあるので、つかみどころがないのですけれども、よく国語力をアップするにはいかにすべきかと問うと、本を読むことですよと。本を多く読むことですよなどと言う人が多いのですけれども、読書百遍ということわざもありますけれども、その本を読むにはある程度の漢字は読めて、その字の意味が理解できないと、本も読めませんよね。それが前提になりますよね。やはり学力アップにはまずその前提に漢字の習得といいますか、それが国語力の基礎となって、その他の基礎学力のもとになっていくという順序になっているのではないかと思うのですけれども、先ほど教育長も言ったけれども、旧制の学校教育というのは、推測するに、意外とシンプルなそれをして、それを発展させていったのが、もとはその漢字の丸暗記というのかそういうことだったのではないかと思うのです。

今漢字能力検定協会がマスコミにぎわっていますよね。漢字の必要性、重要性が再認識されて、漢字ブームもあって受検者が急増して、今や300万人近くも受検しているようです。この間行ったのですけれども、板倉高校でもその制度を取り入れてやっているようです。それに伴ってか増収となって、この検定料の処分方法をめぐって、今や事件に発展しそうな気配になっています。それはそれとしても30年ほど前、私も反省を通して自分の子供には漢字の習得は前提だろうということで、漢字の教材を探していたところ、この日本漢字検定協会の教材にめぐり合いました。当時はまだ受検者も少なく、今ほど権威もなかったような気がするのですけれども、今や通称漢検と言って英検と並んで権威もあって、相当皆さんに知られております。先ほども言った板倉高校でも利用していたのでしょうけれども、その漢字検定の制度とか内容をよく熟知している教育長を前にして言うのもちょっと変な話なのですけれども、やはり国語力の確保、基礎学力のアップには、何といても漢字の習得ではないかと思うのです。そして、今後力をはかるバロメーターの一つには、単純なものですから、この漢字検定というのが非常に大切なのかなと。わかりやすいのかなと思うのです。ですから、この教材を小学校の低学年の段階からゆっくりと無理なく取り入れていくことはできないかと思うのですけれども、教育長になったのですから、私が素人が申すまでもなく、わかっていると思うのですけれども、教材費も検定料もそんなに高いものでもないから、親の負担にもならないと思うのですけれども、

そういう制度を小学校の低学年からゆっくりと取り入れるということはできないものか。その辺のところを時間がないので、ちょっと簡単をお願いしたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 私が先ほど学校ぐるみ、町ぐるみという話をしたのですけれども、一つは、町ぐるみの中でその取り組みをやっていければなという考えが少しあります。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 私たち日本人がこの社会生活を営むに当たって、いろいろな物事、現象を理解し、それを相手に的確に説明、伝達するには、何とんでもこの漢字の奥深い理解がないと、非常に不便だと思うのです。この漢字の奥深い意味を理解することが非常に物事を理解し、人に伝える大きな道具になっていると思うのです。今4割、知っていると思うのですけれども、200校以上の大学が漢字の補習授業をやっているというのです。中には漢字検定3級に合格しないと進級させない大学もあるというのです。教育長は当然知っているでしょうけれども、3級というと中学程度ですから。やはり大学教育を受けるには、2級程度の漢字能力が必要かと思うのですけれども、現実はどうでもなく、3級程度に達してない学生も多いというのが現実なのでしょう。それは教育長はよく知っていると思うのです。それで、先ほども言ったようにこの小学校の低学年から中学生までゆっくり無理せず漢字学習を継続させれば、大半の中学生、普通の中学生でも3級程度の漢字能力に達するのではないかと思うのです。全部はいかないでしょうけれども、中には二、三十%なら2級程度でも到達する人もいるのではないかなと。二、三十%はいるかと思うのです。全員は無理だと思うのですけれども。そこで、大学、高校の入学前の義務教育の教育段階でこういう漢字能力検定の教材を活用して国語力をアップさせることが、すべての学力向上に結びつくのではないかと思うのです。こんな人もいます。小学校の英語教育は必要なしと。益なし害あり、よって廃すべしなどと言って本を書いている英語学者は結構多いですよ。小学生には英語よりも漢字の一つでも覚えさせることが先決であると思うのですけれども、教育長は英語も必要だということもあるようなのですけれども、そういう余分な時間とかあったのなら、そうしたほうがいいのではないかというのが私の見解なのですけれども、簡単に一言お願いします。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 英語教育は捨てられないのでございます。ここに置いていてですけれども、漢字については、青木議員とまるきり同じです。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） やはりこの義務教育で必要な知識を身につけさせることという本来の目的、この当たり前の目的がどうも教育産業によってゆがめられているのではないかというような私は気がするのです。文部科学省もゆとり教育とか詰め込み教育とかころころ方針が変わっておるわけです。小学校の英語教育についても、文部科学省は矛盾したことをやっているのです。海外在留者の子弟に外国語を覚えさせないよう

にあって巨額の費用を投じて、外国の各地の主要都市に日本人学校を設置して運営しているのですよね。これはご存じですよね。学校によっては何千人もいる小学校などというのもあるということを知っています。その一方で国際化時代だ、国際化時代だと。それに備えて小学校からの早期英語教育は必要だと言って、それを推進するグループもいる。文部科学行政も矛盾しているのです、これは。2派あるのです、2派。小学校からの英語教育でメリットがあるのは、私は教育産業だけだと思うのです。少子化で売り上げが減ってしまったのを補うには、英語教育を実践すれば、それに付随して教材だとか学習塾だとか何だとかと、いろんなものが需要が増えてきて、もう小学校の英語教育は教育産業にとって今救世主です。それはそれとしても、そういう中で地方教育委員会にはこの強大な権限が付与されているのですから、朝令暮改の文部科学省の指導要領などを金科玉条のごとくに頼らないで、目先に惑わされないで、この二、三十年先の子供の将来を見据えて、急がば回れではないですけども、地道な基礎教育の実践をすることが望ましいのかなと思うのですけれども、教育長に要望と同時にひとつ、まだ時間は大丈夫ですね。

○議長（荻野美友君） 残り2分です。

○7番（青木秀夫君） 2分、では一言。もう一つ聞きたいから、ではそれについてお伺いしたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） では、あわせて。

○7番（青木秀夫君） あわせて。間もなく高校入試が始まりますけれども、私は、教育長は学力が低下している、低下していると言いますが、高校入試の問題を国語だとか社会なんかなら少しわかるかなと思って、うちのかみさんなんかと時々問題を見るのですけれども、私はとにかく難しいですよね。あんなものを今の中学生に課すということは、私は無謀なのではないかと思うのです。あんなものはできるはずがないかなと思うけれども、あれができるのだから、すごいかなとは思っているのです。義務教育でそういう難しいことを押しつけていけば、基礎学力不足になってしまうのではないかなとは思っています。ざるで水をすくっているような子供が結構出てくるのではないかなと。今、先ほども言ったのですけれども、200以上の大学の補習授業を実施していると。実に前後が、順序が逆みたいなのをやっておるわけです。上滑りな空回りの歩どまりの悪い詰め込み教育に問題があるのではないかと思うのです。先ほども言ったように地方教育委員会は法律によって強大な権限が与えられているのですから、ただそれを発揮しないだけです。時々ニュースで地方の教育長でユニークな人が新聞に載っています。ぜひそういう教育長になってもらいたいと思うのです。脱線しろという意味ではないのですけれども、変わったことをやればいいということではないのですけれども、そういうこともできるのですから、学習指導要領などに気兼ねせず、地方の権限を發揮して基礎学力を身につけさせる歩どまりのよい独自の教育システムを構築することが、この小さな板倉町だから逆に言うとやりやすいのではないかと思うのです。ぜひそうしていただきたい。その一つに、何度も言うのですけれども、日本の漢字能力検定の教材の一つでも低学年から取り入れるということも考えていただいていくのはいかがかなと。国語の先生を前にして申しわけないのだけれども、漢字検定の教材というのはなかなか私はよくできていると思うのです。ああいうものを使ってやるのが基礎学力のアップにつながっていくのではないかと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 青木議員に申し上げます。

○7番（青木秀夫君） 終わりです。

○議長（荻野美友君） 簡潔にお願いします。

○7番（青木秀夫君） よろしくその辺のところを酌んで、今度の教育行政を進めていただければと思うのですが、では一言答弁いただければ。

○議長（荻野美友君） 教育長、鈴木実君。簡潔にお願いします。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） まず、高校入試の絡みですけれども、今問われているのは、簡単に言いますと、答えを選ぶことではないのです。要するに思考力、ものを考える力を問うのが今の高校入試だということ。ということは、要するに中学もそういう思考力を中心に授業が進められているということでございます。

それと、先ほどの漢字検定なのですが、漢字検定という問題が出ます。要するに漢字をきちっと、漢字検定協会だとかそういう言葉を出すと、とんでもないことになりますので、漢字教育に力を入れます。これは間違いなくやります。それと、特色あるということ、板倉町の教育方針、これは現場で授業をやる先生方ときちっと話し合いをしながら、校長、教頭と話し合いをしながら積み上げていきますので。積み上げていった結果が特色として出てくると思いますので、ぜひちょっと長い目で見ていただければというふうに思います。やりますので、見ていてください。

以上です。

○7番（青木秀夫君） どうもありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 以上で、青木秀夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

10時20分より再開いたします。

休 憩 （午前10時03分）

---

再 開 （午前10時20分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

通告2番、川野辺達也君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[1番（川野辺達也君）登壇]

○1番（川野辺達也君） 1番、川野辺です。よろしくお願いいたします。

まず、町長、昨日も100日を過ぎまして、町長ご就任。板倉町のかじ取り、いろいろ大変だと思いますけれども、何かもし一言かじ取りについてお話でもちょっとしていただければと。100日過ぎたご感想をお願いできればと思いますが。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） こんにちは。今日は傍聴の皆様にも大変大勢の方においでをいただいております、我々も一生懸命こういった形でやっております。よろしくどうぞお願いをいたします。

就任をして一生懸命やっけてくださるという表現と、あとは非常に強行だとかいろんなご批判を浴びながら、今の時点で頑張るべきことを一生懸命頑張っているということでございます。ただ、なかなか今の町

の状況が厳しい中で、思う存分の中でもどれだけ発揮できるか疑問も首をかしげながら精いっぱい頑張っているところでございます。

○議長（荻野美友君） 川野辺達也君。

○1番（川野辺達也君） 唐突な質問、ありがとうございました。それでは、通告に従いましてご質問、ご所見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、町民の皆さんが大いに感慨深いもの、日常の生活で結構重みのあるものをよくお話を私なんかも伺うのですが、ごみ捨て袋の問題についてちょっとお尋ねさせていただきます。ごみ捨て袋、なかなかこれは無料化になるにこしたことはないのは、うちのかみさん、近所の奥さんなんかとも雑談の中で私なんかもお話、どうなんだいなんて聞かれることもよくあるのですけれども、なかなか今1袋40円ですか、いきなり無料化というのはちょっと難しいことだと私は思いますという話をしています。その中でただ水道料金でも何にしても身近な問題ですので、このままでは何も対策をとらないというのも、これはまた別の意味でちょっと問題があるのかなと思ひまして、いろいろな例えばの話ですけれども、もっとごみ袋を大きくするとか、少しでも安くするとか、または地元の商業施設、お店、商店との連携で何とかもう少しいい方向で図れないものかという思いもあるのですけれども、町長、お考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） お答えをいたします。

ただいまごみ指定袋の問題、非常に高いのではないかという質問があったわけでございますし、昨日も町民の声とはどこを指して町民の声かというようなことも含めて議論をしたわけですが、私も自分の公約の中の残念ながら最後尾、一番最後ではありましたが、町民の皆様の中にごみ袋に対する関心は非常に高いというようなこともありまして、ただ、その公約をつくる段階でごみ袋の40円の根拠はどこにあるのかということをお自身もよく承知をしておりましたので、一概に無料化は無理だろうと思いつつも、町民の皆さんがその面について無料化を求めるならば、それぞれ長短ありますので、無料化をし、しかも今は板倉町独自で処理をしておりますが、すぐ近い将来、あと8年後、あるいは9年後には、1市2町合同で一つの処理炉といましようか、そういうものとりサイクルセンター、いわゆる瓶、空き缶、有資源類、それを一定期間保存をして売ったり、資源の再利用を目的としたそういった貯蔵庫、それと最終的にはどうしてもどんな形で処理をしても出る最終のごみ、それを残渣と言いますが、いわゆる灰に近いものですね、それをどこに埋めるか、処理するかというこの3つの問題が1市2町で話し合われ始めた最中でございまして、そういった経過を踏まえながら、町民の皆さんの願望をできればその方向に沿えるように目指したいな、頑張りたいなということで、はっきりこうするという流れにまで私自身の考え方が整理をできなかつたものですから、とりあえずはそういった1市2町のごみ処理検討委員会を通してごみ袋の無料化を目指すと、そういうふうに表示をさせていただいたわけでありまして、結果的には一番そういう意味では強い約束ができないという考え方があったものですから、公約のマニフェストの中の一番最後尾に持って行ってあるという、そういう位置づけでございます。

とれあえずそれでいいですか。

○議長（荻野美友君） 川野辺達也君。

○1番（川野辺達也君）　そこで、もし議長、質問の相手を町長としていたのですが、荒井課長にちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（荻野美友君）　はい、結構です。

○1番（川野辺達也君）　では、荒井課長、済みません。今の商業、商店とか何か連携がとれるか、また法律的な問題が何かあるのか。もしわかる範囲で、急な質問で申しわけないのですが、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（荻野美友君）　荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君）　ただいまの町内各商店との連携という形ですけれども、ご存じのようにごみ指定袋はごみ処理手数料という形で手数料ですか、そういった形でやっています。したがって、手数料ですので、指定袋そのものを例えば販売したり、あと要するに割引いたり、あるいは景品として扱うというのはちょっと難しいのですけれども。

○議長（荻野美友君）　川野辺達也君。

○1番（川野辺達也君）　済みませんでした。その中で先ほどもちょっとお話しした中で、ごみ袋を大きくするとか、同じ値段で枚数を増やすとかというのは、これは検討どうでしょうか。

○議長（荻野美友君）　町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君）　せっかく用意したものがありますから、今の町のごみの現状について余り時間をとらせなくて、ちょっと早い読みをしますが、お聞きをいただいた上、まず今の川野辺議員さんの質問については、既に過日資源化センターにはごみ処理検討委員会というものがございまして、町民の皆様の声が無料化にぜひしていただきたい、あるいは私の選挙運動中でも、あそこは地名は朝日野でしたか、藤岡から越して来られた方が、板倉町は藤岡よりも4倍も5倍もしている。こんな高いところでは住みづらいというような表現もあったわけでございまして、そういったものも踏まえ、いろいろ難しさもあるけれども、無料化という方向についての検討をとりあえずしてみてくださいということで、一応その審議機関にこの間お預けをした経緯もございまして。そういった幾つかの手段の中で私自身もごみ袋を、例えばでは今何種類あるものを、5種類あるものを3種類で済まないか、あるいは小さいものを大きくすることによって、いわゆる値段を下げられないかというようなことも含め、私個人あるいはその検討委員会も含めて、ご検討もいただけたらと思うっております。

また、そのごみの問題につきましては、今は板倉町は生ごみと資源リサイクルシステムという当町の持っている施設のシステムからして、燃えるごみと資源化ごみと、あとは生ごみという分類をどうしてもしなくてはならないという宿命的な位置づけがありまして、あとは1袋例えば40円の内訳は、そのもの、ビニールの袋の代金はわずか10円か11円でございまして、私が調査をさせた結果。したがって、残りの30円あるいは50円のものについても、40円がいわゆる先ほど担当課長が申し上げた処理手数料という形になって、そういう形でやっているのだというようなことで認識をとりあえずしていただきたいということでございまして。それで、いわゆるその30円、40円手数料の分が年間で約2,500万円ぐらいになるというようなことにもなっております。それが年間の資源化センターの運営に2,500万円分、何らかの形で寄与しているというような実態で

あります。そういう流れの中でごみ指定袋そのものの有料の利点、それはお金がいわゆる一つは公平化とい  
いましょうか、うんとごみを出すうちと、少しきり出さないうちが無料の場合は同じですから、非常に不公  
平感があるのではないかと、あるいはその他いろいろと手数料を徴収することによって、均一従量制とい  
うことかな、そういうことで公平性を保ち、なおかつごみの発生、出すのを幾らかでも有料でやれば、1袋  
買うにもお金が要るわけですから、そのごみ全体の量をどうしても抑制をしていかなければ、それはやがて  
板倉町皆さんの税金に賦課をしなければならぬというようなその2つの観点から利点があると言われてお  
りまして、にもかかわらず全国では無料のところもございます。

その無料につきましては、私なりに考えてみますと、ごみの処理料が高いということ、イコールごみ袋の  
料金が低いということになるのかなと思うのですが、ごみ袋の値段ではとてごみ処理料は賄えないとい  
うことではあるのですが、いずれにしてもそういったごみ袋が高いということに対しては、町の住みやすさ  
というか、税金が高いとか水道料が高いとか、ごみ袋が高いとかということは、やはりその定着をあそこの町  
に住んでみようかしらと思ったときに、イメージ的にそういう損失分も出てくると。住みづらい町に近くな  
るというようなこともありますでしょうし、結果としてそういう意味での町の繁栄や戸数の増加につながら  
ない。1戸増えれば、30万円程度の固定資産税が収入として入るにもかかわらず、逆にごみ袋が高い、ある  
いは水道料金が他町に比べて高いということであれば、では館林市に住もうと、こういうふうになればとい  
う論理から、マイナスの面も非常にあるわけでございます。

したがって、あとは個人として、先ほどの考え方で申し上げましたのは、一家のうちとして1人の家族と  
5人の家族では、5倍ごみを家族としては出すだろうみたいなことで公平感が保たれないと。したがって、  
5人の人には極端に言えば5倍袋を買っていただくというような論理から、有料化の基本があるのですよと  
いうことですが、それも踏まえてもっと掘り下げてみると、人間一人一人はごみを出す量はもちろん違うわ  
けですから、平均的1人の排出量というのは数字上は出るわけでありまして、個人ととらえれば、それは税  
金で賄うことでも十分対応はできるだろうというふうにも考えておりまして、その行政行政によってメリッ  
ト、デメリット、いわゆる先ほど言ったごみ袋はごみ処理料の一部を手数料としてもらう。そのほうがいい  
という考え方と、やはり税金を通して、どっちにしてもかかる処理料はかかるのです。1袋当たり100円な  
ら100円かかるのだけれども、20円を公平さやいろいろ考えてご負担いただくという方法と、100円そのもの  
は表向き無料であるけれども、100円は例えば税金として収入として処理料に充てさせていただくという2  
つの考え方、その自治体。形的にはごみ袋は有料と、片方はごみ袋もない、あるいは無料というような自治  
体の選択によってあるわけでございますが、私は今現在それが可能かどうかは別として、板倉町がニュータ  
ウンも造成をしている中、あるいはこれからまたさらに今よりあれを何としても埋めていかななくてはなら  
ないという、そういう宿命を背負っている中であれば、何としても住みよい町ということの観点からとられ  
れば、ごみ袋の無料化を何とか実現をさせていただくほうがよろしいかなと、総合的なメリットはあるの  
かなと思っておりますが、そういう経過の中でいろんなことも含め、これから検討もさせていただきたいと思  
っております。そういう答えでよろしいですか。

○議長（荻野美友君） 川野辺達也君。

○1番（川野辺達也君） 町民の皆様にはやはり先ほどの水道料金とこのごみ袋、本当のある意味ライフ  
ライン的なもので今大変ウエートを占める一つの要因だと思いますので、ぜひとも前向きな検討をお願いした

いと思います。

時間の関係もありますので、次に移らせていただきます。企業誘致と商業施設誘致の進捗状況をちょっと伺いたいと思いますが、先般新聞にも8月に準工の許可がおりるようなことも書いてありまして、約52ヘクタールですか、ニュータウン用地の用途変更。ちょっと聞いた話には10億円ぐらいの造成の予算がついたとかというのも、これは定かではないのですけれども、ちょっと伺ったりもしましたのですが、実際どんなふうな形になっているか。まだいろいろな段階だと思うのですけれども、お答えできる範囲でお願いできればと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 企業誘致と商業施設、いわゆるニュータウンのこちらから言って粕谷一海老瀬線の大まかに言えば北側の問題。それから、商業施設誘致については駅前あるいは駅南の問題の進捗状況ということでございます。それにつきましては先ほど後段で青木議員さんも触れられておりまして、青木議員さんにももちろん答案を一応用意をさせていただいたわけですが、それとほぼ重複をする同じような内容でございますが、現在の状況をお伝えをしたいと思います。

企業誘致と商業施設誘致の進捗状況についてでございますが、議員各位ご承知のとおり現在板倉ニュータウン事業計画の見直しを進めております。なぜ見直すかということ、現状がなかなかかばかしくないし、当面計画を変えていかなければ、さらに厳しい状態が間違いなく強く想定をされるという企業局あるいは当町の見通しから、そういったことで見直しを進めております。本年の8月をめどに新住宅市街地開発事業、用途地域地区計画などの都市計画変更手続を進めているということでございます。この見直しにより、北部の未造成地には工業系施設を、そして駅南の特定業務用地には商業系施設を誘致できることに法的にはなるというように進ませていただいているということですが、現在までのところ、昨年12月14日に説明会、1月20日から2月3日までのいわゆる法的手続の流れの中での縦覧期間が終了いたしまして、当初の予定どおり手続は進んでいるということでございます。これまでの手続も踏まえ、これらの手続を踏んだ上で、これから群馬県が国土交通省へ事前協議を行う段階であるため、まだ具体的に企業誘致の動きは、とりあえずその認可が正式にぴしっとおりないという、それが8月である。その前段である関係上、そういう具体的な動きは現状のところではできない状況であるということでございます。企業局によりますと、昨年6月に事業計画の見直しを発表後、複数の企業からの問い合わせに対し、具体的な誘致対応ができない状況から、見直しの内容についての説明にとりあえずは今のところとどめていると。いわゆるそういう話がマスコミ等も含めて、今議員さんのお話のとおり発表されたり、そういう経過がございました関係上、複数の企業からの問い合わせはあったけれども、まだ今のところではというそういう状況のようでございます。説明にとどめているということでもあります。

また、ニュータウン販売センターにおきましては、ディベロッパー、ゼネコン、個別企業、金融機関等々を訪問をし、見直し内容の説明や情報収集に鋭意努力しているとのことでございます。本町におきましては、周辺自治体における企業誘致の状況、企業立地後の支援や協力体制等自治体と企業とのかかわりについての調査や、担当者を企業誘致活動推進講習会に派遣するなど、私が就任をしてから既にそういった関係についての積極性を強めておりまして、情報収集やいわゆる調査研究を進めている段階でございます。今後企業情

報の収集に努めまして、特に地元近隣関係の企業あるいは機関等を訪問をしたり、情報交換会等を開催する中で、近隣については統計上、進出企業の約6割から7割が県内あるいは近隣からというそういう統計もございまして、それらを踏まえて、今言ったような近隣とも交換会をしたりという、そういう機会を多く使いながら、企業間のネットワーク等も活用して、情報収集あるいはその誘致活動に何としても役立てていきたいということで、全力を挙げるつもりで今下準備をしておるところでございしますが、先ほど申し上げましたような8月にならないと、例えば完全なゴーサインが出ないということから、今は水面下のそういう動きでございします。

○議長（荻野美友君） 川野辺達也君。

○1番（川野辺達也君） ぜひとも水面下でもどンドン動いていただいて、先般の新聞報道でも館林市西東部地区は食品工業のメッカと申しますか、一番食品会社が多い地域だという報道もありました。場所柄オールエコノミーと言われる騒音的な問題、煙突からもくもく煙を吐くようなところは、こういうのはもう無理だとももちろん承知しています。食品、そういう群馬でも西東部は食品のまちだという報道もありますので、ぜひともそういうところも含めてアピールをしていただければと思います。

次に、時間もあれなので、済みません。こういう100年に1度とよく言われています税収減による財源不足、これはもう来年度もほとんど間違いなく税収減にはなると思うのですが、かといって、では世の中がこうだからしょうがないというわけにもこれはいかないと思います。何か対応的なこと、はっきり税収減になると決まったわけではないのですが、予測として税収減になろうと思われまますので、対応的なことが何かございしましたら、ちょっとお聞かせ願いたいのですが。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 税収減による財源不足が考えられるがということで、地方交付税も含めた対応策はということでございします。平成21年度につきましての予算案は昨日その原案を提示をいたしまして、所信の表明も行ったところでございします。むしろ今年21年度よりも来年のほうがもっと厳しいだろうと当然予想をされるわけでありまして、とりあえず現年度課税の町税収入見込み等も見ますと、全体で17億8,800万円程度で、前年対比7.6%の減になるだろうと予測をしております。個別に見ますと、個人町民税が約6億8,300万円、これは前年対比0.2%の増でございします。法人税町民税については1億1,000万円前後で、前年度対比3.4%の減となっておりますのでございします。特に落ち込みが大きいのが当町におきましては固定資産税でございまして、これは景気とは関係なく予算総額約8億4,700万円、14.4%の減となっておりますが、3年に1回の評価がえで大きく地価が下落をしているというその評価がえの関係で14.4%の収入減の予測となっております。そのほか軽自動車税については3,100万円、前年度対比1.5%の増、たばこ税についても横ばいでありま

す。税収減に対する対策ということでありますが、税収の確保からということでございしますと、特にどうしてもそれなりの毎回議員様にもご指摘をいただくわけですが、未収金の確保対策をどうしても考えなければならない。これは私が過去10年前から議員をやっておりますときからずっと言われ続けてきておりますが、なかなか口で言うのは簡単でございしますが、それを何としても実効を、効果を上げていかなければならないと考えております。ちなみに我が板倉町のそういった滞納関係の未収金の整理の率は、郡内5町村の中でも

ほぼ最下位であります。一番高いところでは3割ぐらいを滞納の処理として計上、ちゃんと上げておる千代田さん、明和さん等は群馬県でも1、2位のそういう意味での未収金の整理もやっておりまして、それらから比較すると、我が町は約七、八%と雲泥の差がありますので、そういう意味での滞納整理の強化を何としてもやっていかなければならないというふうに考えておりまして、一つはそういうことであります。

さらに、徴収力のそれに関する強化や計画的な滞納整理の実施とかそういったものを付随して整備をすることによりまして、なかなか収入を得るための施策が見つからない中で、最低限他町村並みにその収税も強化をしていかなければならない。ただ、これには弱者的な立場とかいろいろ問題点もあるわけですが、他町村は積極的に差し押さえまで踏み込んでおりまして、公平公正、払わずに逃げるといようなそういういわゆる逃げ得的なものを許さないという視点から、やむを得ないということから、今年はより一層強化をさせていただくということで、弱い立場の方々に配慮をしながらという前提つきで頑張ってもらいたいというふうに思っております。いろいろとその他あることはあるのですが、そこら辺が中心になろうかと思っております。

以上。

○議長（荻野美友君） 川野辺達也君。

○1番（川野辺達也君） 今町長からお話がありましたように、払いたくても払えない体の弱い方とかいろいろおられると思います、事情がある方。そういう方はぜひとも猶予をしていただいて、払えるのに払わない方は徹底的に取る形をしていただかないと、税の不公平なことになると思いますので、その辺は先ほどのお話のとおりよろしく願います。

それと1点、課長、JA群馬板倉が館林と合併になって、簡潔にちょっと時間の関係でお願いしたいのですが、その税は町に対するどういうふうになるかというのは、済みません、急な質問であれなのですが、申しわけないです。後で調べてちょっと、合併前の納税と合併後の納税がどのぐらいの差があるというのを、ちょっと願います。

最後に、時間もあれなのですが、今いろいろ国でも話しております定額給付金の関係なのですが、新聞によって、北海道の小さい町ですが、何かニュースでもやっていたけれども、何か場所によっては明日からでも払えるようなところも、小さい村ですか、あるようなあれなのですが、当町における支払い方法をちょっとお願いできればと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 町における定額給付金の支払い方法はということでご質問でございます。100年に1度と言われる不況の中、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための緊急支援、あわせて家計に広く給付することにより、景気を支える消費を増やしていただく経済効果を図るべく、支給される定額給付金が盛り込まれた国の平成20年度第2次補正予算が、今国会でつい先ほど可決成立をいたしました。この定額給付金事業につきましては、全国の市町村が事業主体となるわけございまして、現在当町ではプロジェクトチームを編成をして、全力を挙げて対応しております。非常に膨大な事務量があるわけございまして、特別プロジェクトチームということで編成をして対応しております。編成内容を申し上げますと、全体的な事務を総合政策課で担当し、子育て応援特別手当関係を福祉グループ、住民基本台帳を、これは外国

人の登録関係を含んでおりますが、それをもとにシステムをつくり、窓口グループで申請、給付関係で細心の注意を払いながら、生活弱者対策で福祉グループと、いろんな分野で健康介護グループもやはり入ります。というようなことで総力で今その対応をやらせていただいております。支出関係で収税会計グループも担当しなくてはなりません。それぞれから選抜された職員をもってゴーサインが出た段階で、昨日あたりテレビでもう既に配布はし始めているという全国で幾つかの町村が紹介をされておりましたが、それらに一、二日はおくれをとっておるわけですが、いずれにしても遅滞なく準備を間違えなくさせているところでございまして、特別なチームを編成してやっているということでございます。細部につきましては、担当の課長がおりますので、答弁をさせます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） はい。町民も心待ちにしている定額給付金でございますけれども、1万6,225人が対象となります。お金にして2億4,500万円ほどのお金が各世帯主を通して給付をされます。6月の上旬にまず1回目の給付をしたいというふうに考えております。いろいろ手続を踏んで口座番号の確認とか、すべてその辺を確定してからということですので、1回目の給付は6月になってしまうということになります。これはどこの自治体もなかなか銀行との調整とかありまして、その辺になろうかと思えます。そして、郵送での申請、そして口座振り込みが原則なのですけれども、板倉町では各公民館へプロジェクトの職員が出向いて行って、直接町民の申請をお受けしたいというふうに思っています。4月17日北部公民館を皮切りに5月17日、最終的には日曜日、役場で、各公民館4カ所と役場を通して直接住民から申請を受けて、この事業に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（荻野美友君） 川野辺達也君。

○1番（川野辺達也君） ぜひとも、またお年寄りなどで体が不自由で出向けない人もいるかと思うのですが、ぜひともあべこべ、役場のほうから出向いていただいて、漏れのないようにひとつよろしく願いいたします。

時間も過ぎました。これで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 以上で、川野辺達也君の一般質問が終了いたしました。

次に、通告3番、秋山豊子さん。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） 通告に従いまして質問をいたします。

初めに、介護慰労金の見直しについて質問いたします。介護保険制度ができるまでは、介護は嫁の仕事が当たり前とされてきました。今では介護を社会全体で支える仕組みづくりが進みつつありますが、高齢化が急速に増大し、最近では家族介護者の問題も重要となっております。兄弟が少なく、長男長女が多く、独身も増えています。高齢社会の最大の課題である介護の現状を見ると、住みなれた地域や家庭で介護が受けられる体制の充実を図る上からも、介護をする人への介護慰労金、現在1年間8万円でございますが、その見直しをするときと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） お答えを申し上げます。

介護保険制度ができてから、間もなく9年目に入ろうとしております。確かに議員さんおっしゃるとおり介護を受ける方及び介護をする家族の方については非常に苦労をされ、大変であると、その点については理解を十分いたしておるつもりでございます。介護保険制度においては、基本理念といたしまして、支え合うということが基本でございますが、実際には家族の方に大きな負担がかかるということになっておる現状も理解をしております。介護慰労金については、介護をする方の苦労をねぎらい、もって在宅福祉の増進を目的に平成13年10月より当町においても実施をいたしておりまして、支給対象者につきましては、在宅で寝たきりまたは認知症の65歳以上の高齢者で、なおかつ要介護4または5の方ということも含め、1年以上継続して介護をしている方に年額8万円をおっしゃるとおり支給をしておるところでございます。この慰労金については、県の補助金として6万円の2分の1の3万円が歳入として入ってきますが、残りの5万円については、8万円のうちの3万円が県の補助金として入ってきますが、残りの5万円については、現在町から支給をしている状況でございます。平成20年度の対象世帯につきましては21世帯で、総額は168万円ということであったようでございます。この額が妥当であるかどうかにつきましては、非常に難しい問題だというお話も伺っておるところであります。町では介護者を抱える家族が一堂に会わせる場として、介護家族教室を実施をいたしておりまして、介護者を抱える人たちの問題、あるいは悩みの解消のための相談等も受けております。また、介護者を抱える家庭への訪問等についても実施をいたしておりまして、今後は介護予防サービス事業の普及啓発はもとより、介護者を抱える家族の負担が幾らかでも解消されるように、いろんな教室の開催、訪問等についても、より一層の強化を図って、とりあえずまいりたいというふうに考えておりまして、金額的な上乘せをどうするかということにつきましては、相談をしておるところでございます。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長の答弁をいただきました。県のほうから3万円、そして町から5万円ということで、21世帯で168万円なのだというお答えでありました。要介護4、5の方を家庭で介護していくということは本当に大変であります。ここで一口に大変でありますというのは簡単でありますけれども、これが毎日毎日が介護していくことになるわけなのです。そうしますと、外から見ていただけではわからない、いろんな家族の方の努力が本当に大変だなということを私も思っております。私はそういうことを見ておりますと、介護慰労金の増額で済むようなことでは本当はないと思うのです。ただ人々が地域で安心して生活できるよう、医療、介護体制の確保を図っていくという点で、私はその介護慰労金の増額はいかがでしょうかと今質問をさせていただいております。社会保障費がますます肥大化していく中で、私は地域密着型サービス、板倉で言えば「えがお」ができておりまして、そこを中心とした在宅介護の推進も本当に重要であると考えております。そのただいま町長のほうから、その介護家庭においては訪問というか指導もしておりますよということでありましたので、本当にそれは大切なことであるなというふうに思っております。できましたらば、県のほうから3万円が来ておりますので、何とかその辺を、そして世帯数におきましても、先ほど町長の答弁の中にありましたように、この介護慰労金が支給されるその要件というのはきちっとありますので、だれでも軽い方にも介護慰労金が出ますよということではなくて、本当に在宅で介護している方に慰労として、慰労金として出ているということでありましたので、できましたら私は介護慰労金

の増額を早急に検討していただいて、少しでも家族の方の、またいつもそばについて介護している方の慰労が少しでもできて、心身ともに慰労ができればいいなというふうに思っておりますが、町長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おっしゃることももちろんごもっともでございますので、この間郡内の、すべて郡内が、隣のうちがどうやっているかということも別に関係はないわけですが、調査をさせました。明和、千代田、大泉、邑楽におきまして、プラス2万円をさらに特定の条件が加味される方ということで支給されているような状況も見受けられます。我が町もそれら倣えるかどうか細部については担当課長に答弁をさせます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 介護慰労金については、今町長から答弁があったように8万円ということであるわけでありましてけれども、県内の状況を見ますと、支給要件が、板倉の場合は、3、4件要件があるわけでありまして、それにもう一つ要件を加えまして、2万円プラスをして10万円を支給しておりますので、それについては町長の答弁にありましたように、検討しなければならぬのかなというふうに思っておりますけれども、それ以外に先ほどいろんな教室の関係を実施をしているということでありましたけれども、介護慰労金の8万円のほかに家族支援対策ということで教室の関係、あるいは紙おむつの支給、そういうものもやっておりますので、慰労金だけでなく支援対策についても検討していきたいというふうに思っています。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま課長の答弁で大体わかりましたのですけれども、できましたら、その要件の枠を少し外していただきまして、在宅で介護をしている4、5の方は本当に大変でありますので、その辺はよく皆さんでまたご検討いただきまして、ぜひとも早急をお願いしたいなと思っております。特に紙おむつもそうですけれども、その紙おむつが支給されるということも、介護をしている家庭においては、本当にありがたく思っております。そういう中でさらなる本当に介護をしている人は、口では言えないいろいろな思いがあると思います。そういうことを深くお考えをいただきまして、できましたら私は早急に増額をしていただいて、お願いしたいと思っております。そして、各近隣の市町村のところもお聞きをいたしましたということでもありますけれども、私たちも何か施策をお願いいたしますと、本当に各市町村の状況を見ますというお答えが返ってまいりますけれども、まずは本町から、特に新しい栗原実町長が誕生したわけでございますので、その辺は我が町はやったぞというような、そういう政策を表に出していただけたらありがたいなというふうに思っております。そういうことで町長、最後に一言いかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 就任早々の町長ですから、人気取りのためにでもやったほうがいいということは、非常に意味ではありがたいわけですが、先ほどすべて何事やるにも近隣の町村を調べさせて、私の場

合はまず調べさせていただいております。それはなぜか。他町村よりも経済的にすぐれているのであれば、率先して我が町からということで当然できるわけですが、今のこの件につきましても他町村よりおくれている実態がまずあるとすれば、厳しい財政の中でも努力をして、何とか他町村並みに引き上げたいという、そういう姿勢の意味でございまして、秋山議員さんも多分町の財政状況も考えれば、一番貧しいところが郡内で一番すばらしいサービスをとすることは、幾ら私がそれをどんどんやることは可能ですが、お金が空っぽになってしまいますから、なかなかそれもやれば、私自身はあれをやった、これをやったでそういう一面の評価は上がるかもしれませんが、また逆の一面では財政も何も考えないばか町長と言われてしまう場合もありますので、慎重にそこら辺も考えながら、でもせめて邑楽郡下でも一番財政に厳しい町でも、特にそういう福祉や、あるいは私自身、教育の問題も公約に取り上げましたが、命に関連するような格差のついている面については、何としても引き上げたいという気持ちで、この件についても支給案件は考えずにというような希望もあるようでございますが、他町すべて8万円の上に2万円を上乗せをしている条件はどういう条件かということ調べた上で、何とか他町よりも厳しい財政状況ではございますが、その水準に同じ要件に達する方がおるとすれば、それだけのものは前進をさせたいと。精いっぱい今の答えのつもりでございませぬ。ご理解をいただければ幸いに存じます。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） これが在宅で本当にショートステイとかいろいろなサービスを使いながら、自宅で介護をしている方が、本当にそういうことを考えますと、もう私たちは本当に大変であるし、またありがたいなと思います。なぜかといいますと、施設にそれでは1人の方を入所させた場合、その方にかかる負担は町は大きいと思っております。そういうことを考えますと、本当に在宅で見ていただく方に対しての私は、介護慰労金の値上げに対しては妥当であるというふうに思っております。今課長のほうからも21世帯ですか、あるということで、そして予算も何千万円もするような予算ではありません。本当に何とかやりくりをすれば、168万円ですので、それから増額をいたしたとしても、本当に私は知恵を使っただいて、そして、何とかこれを介護をする方のために私は増額をしていただきたいなという思いでいっぱいでございますので、どうか早急に検討していただいて、よい施策としていただければありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

時間もありますので、次に移ります。各公民館の住環境整備について伺います。私は公民館は地域の皆様がマナーを守って気軽に利用し、地域と連帯を図り、生活向上につなげていく、本当にそういう場だと思っております。各公民館ともに地域の皆様を初め利用団体の方々で予約はいつも満杯であります。本当に公民館が地域に果たす役割は大きいと感じております。そういう中で今回住環境整備で質問をさせていただきますが、中央公民館を初めとして各館の問題は、私はトイレではないかと思っております。各公民館とも障害者用トイレと洋式が1基ないし2基設置されておりますが、全体的に狭く、便座も使用すると冷たく、中には水の流れも悪くなっています。これをウォシュレットに改修して、本当に皆様が使いやすくしていただきたいな、また本当に各館見させていただきましたが、手すりもついているところと、ついていないところもあります。また荷物をかけるところ、手すりを完全な本当にそういうものにしていただきたいなというふうに思っております。そして、各館ともにトイレに入るとき、自分の靴を脱いでサンダルに履きかえます。そうなのですけれども、本当に高齢の方々、特に公民館を利用する方はほとんど高齢の方に近い方が利用をされ

ております。そういうときに自分の靴を脱いでサンダルに履きかえるというのは、特にサンダルもゴムでできているようなサンダルでありますので、ちょっとかたいのです。そうしますと、自分の靴を脱いでそのサンダルに履きかえようとする、高齢の方であれば、あれにちょっとつまずいて転倒をしかねないなというふうには私はいつも思っております。ですから、その辺の改良が必要と考えますが、以上の点については町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 具体的にトイレの問題、あるいはそれに付随する手すりとか附帯施設が非常に未整備であるということでございます。すべてそうなのも含めて、私はちょっと確認をする時間もございませんでしたからですが、多分そんな状況であろうと思っております。そういう中で中央公民館が4つの公民館の中で一番古くて昭和53年に建築をされておる築31年。それから、東部公民館も20年ぐらいたっているようございまして、そういったそれぞれが本当に何十年という単位の経過を経ておりまして、いろんな面で時の流れ、利便性に対して万全でないということをご指摘のとおりだと思っております。まさに今、時によりますと、家庭ではウオシュレット、旅へ出ると、波のウオシュレットみたいなケースが、そのくらい最近充実を各家庭でされてきているような実態もご承知しております。そういうことででき得れば、そういった形で一挙にという、相当数もあるのですね。ウオシュレットそのものは例えば何万円という単位でも対応できようかと思いますが、そういったものに対する付随工事、ウオシュレットだけの場合は附帯工事が必要ないかとも思うのですが、いずれにしてもそういった実際は1基何十万円というものがかかります。さらに和式を洋式にとかという、さらにかかりまして、私もそれを全部一挙にやりたいのです、本当は。だけれども、最近はまだ非常に辛い立場でもございますので、そういったところを多少時間をかけながら、一気にとまではいかないですが、対応したいというふうにも考えております。

また、トイレに入る際のサンダルの問題、私自身もまだ決して若くもないですが、年寄りでもありませんが、できれば靴のままですらでできるような形のほうが、かたいサンダルをやわらかいサンダルに用意せよと、そういう質問かどうかそれはわかりませんが、できれば今土足といっても、そんなに泥が、私も農家でしたから、地下足袋で本当に自分で入って恥ずかしいほど足跡が泥を持ち込むなどという場合もあったのですが、一般論として言えば、公民館の中でそんなに土足のままで入っても、大差はないのかななどということも含め、それは今私の個人的主観ですが、担当部局と相談をいたしまして、そういった問題点が解決可能かどうか、一番お金がかからずに、お金をかけずに効率的に安全を保てる方法を検討したいと思っております。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長の答弁でサンダルをやわらかくすればということではなくて、私も何回か公民館は利用しております、私はそのところで靴を脱いで、そのサンダルに履きかえて使用するわけですが、中央公民館は利用するときには大勢の方が利用いたします。そういう中で、中には靴を脱いでサンダルに履きかえないで靴のままトイレを使用する、そういう方も見受けられるところを考えると、やはりこの脱いだり履いたりには本当にちょっと危険、またそういうことを考えてのことなのかなというふうには私も思っています。特に中央公民館の場合は、金婚式とかそういうふうには本当に着物を着たりとかそういう方

なども、時によってはいらっしゃいますので、とにかくあれは大変だと思って、金婚式とかダイヤモンド婚式のときのトイレ休憩のときは、本当に大丈夫かなとちょっと考えてみるときが多々あります。そういうことでできましたら、あの辺を改良していただきたいなというふうに思っております。

それと、あとは階段の手すりのところに持つところを、手すりですか、それをつけていただければありがたいと思うのです。各公民館ではほとんどついているのですけれども、中央公民館の場合は上についているのです。手すりの上、あれだと背が高ければ、その手すりを使うことができますが、おのずと高齢ですので、あの手すりを使うという方はほぼいないのではないかと思います。だから、あそこの手すりの改良もお願いしたいなと思っているのが一つと、あとはここがエレベーターですよという案内、それをもう少しわかりやすく。いつも行ったり、町内の方などはあそこに入っていけば、あそこにエレベーターがあるなというのはわかりますけれども、特に下から、1階から2階へ上がって今度おりるときのそのエレベーターの位置というのが奥のほうにありますので、ちょっとあれはわかりづらいのではないのかしらというふうに私も思っておりますので、そのエレベーターの表示を明快にいただければありがたいなというふうに思っております。各館ともにとても地域の皆様はきれいに使ってくださっているなということがよくわかります。とてもきれいに清掃も行き届いて、本当に建物は古いのですけれども、その辺をきれいに使っていただいているなということを感じております。

またもう一つ、この間保健センターの改修が出ました。そして私もよかったなと思ったのですが、その保健センターの改修のときにやはり洋式を取り入れていただけたらいいのではないかと思います。保健センターは洋式のトイレはありません。それで本当にあそこは小さいお子さんやお母さん方が頻繁に訪れるところですので、今回の改修にトイレを洋式に取りかえていただけたらありがたいというふうに思っております。乳児健診なども行われますので、そのトイレのところにベビーシートをつけていただければありがたいと思っております。なぜかといいますと、あのトイレで赤ちゃんにおむつがえをするときに、そのベビーシートを使っておむつがえをすれば、安全で周りを気にすることなく使えるのではないかなというふうに思っておりますので、その点もよろしくお願いしたいと思っております。

ここまで質問をしてきましたが、町長、総括としていかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 中央公民館の関係については、おっしゃるとおりでございまして、手すりについては手順を追ってつけるような形にやはりすべきかなと思っております。

エレベーターについては、もっと簡単ですから、案内板をできるだけわかりやすく。特におりるときからの視点でということも多分控えたでしょうから、対応できようかと思っております。

それから、保健センターの関係ですが、私も前にあるお方から保健センターについての健診時、あそこで上履きに履きかえますよね。ずっと履きかえずにやれる方法を考えたほうがよろしいのではないかなというように逆の提案です、これは。そんなことをいただいたこともありまして、この保健センターの履きかえの問題、特に健診時については、先ほど秋山議員さんから話が出ておりますように、赤ちゃんがはって回ったり、いろんな関係でどうしても衛生上、健常な方にご配慮いただいて、いわゆる子供向けの学級を開いたり、いろんな関係上ハイハイもするので、そこは土足はできない、できれば指示されても困りますと。専門職か

ら言われたような経緯もありまして、いわゆるケース・バイ・ケース、各種4つの公民館等は、例えば土足のままトイレへ入ることもいわゆる検討もしたいと思っておりますし、逆に保健センターではそれは今の時点では、それはやはりまずいことなのかなということを考えてみましたり、ケース・バイ・ケースで対応させていただいていきたいと思っております。

保健センターのトイレの件につきましては、まさにご指摘のとおり改修の計画に入っておりますし、当然今のご時世ですから洋式で、できればウォシュレットぐらいつけよう。一番簡便な、ウォシュレットもぜひいたくを言ったらいっぱいあるのですけれども、公の向きとして、やはり伝染病なんか出ると大変なですよ。私も過去にあるお医者と懇意にしておりますし、こんな話をすると、ちょっと笑われてしまいますけれども、ちり紙で大きいほうの処理をするときに、16枚ぐらい使わないと、最低。当たった瞬間にぴっと手へ、目に見えないですよ。ところが、それが水道に移り、院内感染なんかは言ってみれば、それ以上の問題です。そういう意味で公の場こそいわゆるそういうものに整備をすべきだろうと私自身は考えておまして、実はついこの間ですが、ここの役場の一番玄関から入ってきた男性便所の、あれは時とすれば、女性も飛び込む場合もありますが、板倉町の役場を訪れた方で、表玄関にある一番重要な便所が和式で、それでおなかの大きい女性でも来たら、しゃがめないだろうということも含め、洋式にかえさせていただいた次第でございまして、指摘をされた面は指摘をされたふうにできるだけ改善をするように考えますし、また私個人も気づいたところは指示をしております。そういうことであります。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長の答弁がありました。本当に財政も大変でありますけれども、本町の各公民館は本当に老朽化をしております。そういう中で公民館を少しずつ見直しをしながら、使い勝手がよく、多くの町民の皆様にご利用される施設にしていくことが大事であるというふうに思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。少子化対策の一つとして、妊婦が健診費用の心配をせずに必要な回数、妊娠から出産まで一応14回程度の妊婦健診を無料で受けられるよう今現行の5回から14回に拡充し、安心の出産環境を整備し、出生率を高めていくことが大事ではないかと思っております。今年度の国の第2次補正予算、同関連法案に盛り込まれました。それを受け大澤知事が無料化を打ち出してまいりました。妊婦健診は母親と胎児の健康保持が目的であります。健診は1回当たり5,000円から1万円程度の費用がかかります。健康保険が適用されないため、お母さんたちには大きな経済負担がかかっておりました。そういう中でいつもテレビをにぎわしておりましたあの妊婦の方のたらい回しによって死亡に至ったとか、そういうのも事前にお医者にかかって健診を受け、そして主治医の先生が決めてあれば、そういうことも回避できたかなというふうに思いますが、やはりいろいろ経済的な問題もありますと、なかなかそれもできなかったのもあるかなというふうに私もテレビ等を見ておまして、そういうことも考えました。そういう中で今回の14回の無料というのは大きな若いお母さん方にとっては朗報であるというふうに思っております。本町では5回分が無料となっていましたので、新たに増える今回町長がうちのほうも14回無料でやるよというお話をさせていただきました。9回分で妊娠から出産までの14回分が無料となりますので、通常の少子化対策に加えて、生まれてくる子供たちの健康や安心につながる大事な施策であります。今回の拡充で問診や診査、そして各種検査の一般健康検査14回分はどのような補助券の配分になるか。また、エコー検査の回数は何回になるのか。

また県外への里帰り出産にも適用されるのか。その辺を町長に伺います。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） まことに申しわけございませんが、そこまで私は承知を、把握しておりませんので、担当課長に答えさせます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） まず、ご質問の里帰り出産の関係でありますけれども、里帰り出産につきましても該当になります。ただし、こちらに来た場合については、各県によって受診の費用が違ってきますので、とりあえず医療機関で一たん立てかえをしていただいて、帰って実家の市町村に行っていただいて、精算をしていただくということになりますけれども、どこでも里帰り出産についても無料化ということで対応はできることとなります。

それから、補助券の関係でありますけれども、5回これまで補助券は出していまして、今回新たに9枚の補助券ということになるわけでありまして、それについてはこの制度が20年、今年の21年2月1日から実施されますので、今回補正をさせていただいたのですけれども、21年について14回の補助券が出ますけれども、今回の制度が2月1日からスタートしますので、その方については5回の補助券しか出ていませんので、残りの9回分については、先ほどと同じように一たん立てかえていただいて、後日領収書を確認させていただいて精算をさせていただく、そういう形になります。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、先ほどの一応9回分は自分で払っておいて、後で戻しますよということですが、その後はきちっと今回の制度のようになるわけでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） この事業が2次補正の関係でして、実施時期が今年の2月からということですので、20年度については途中からのスタートですので、精算という形になりますけれども、21年度からについては補助券が出ますので、直接の負担はなくて完全無料化ということになります。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、エコー検査の回数などはその14回のうちに回数というのは変わらないのでしょうか。14回になりましたので、それが少し、エコー検査は大事な検査でございますので、それがどのような配分になるのか伺えればと思っております。

[「エコーでしょう」と言う人あり]

○10番（秋山豊子さん） そうそう、エコー、そうです。エコーです。エコー検査、赤ちゃんの。

[「エコ（ECO）と聞こえちゃったので」と言う人あり]

○10番（秋山豊子さん） 違います、違います。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 健診の内容ですけれども、健診の項目が問診から血圧の測定から尿の関係から、それから梅毒検査の関係からいろんな検査項目がありますけれども、エコー、超音波検査のことですかね。

○10番（秋山豊子さん） そうそう、そうです。

○健康福祉課長（小野田国雄君） これについてはこれまでの5回の中で1回ですか、あったわけでありませけれども、今回9回追加になるわけでありませけれども、その中でエコー検査の関係が妊娠24週から35週までの間に1回入りまして、それから、一番最終の36週から出産までの間に1回ですか。ですから、全体で3回の検査ということになるかと思ひます。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 3回ということで、ほぼ大丈夫かなという思ひがあります。はい、ありがとうございました。

町長に伺ひますが、2011年以降の14回分の全額公費負担の実施に向けては、どのようなお考へでありませようか。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今課長から説明がありましたようにとりあへず国のいわゆる強力なリーダーシップで、2年間は国費負担でやるというような形ですよね、基本的にはその伸びた分も。その後はどういふふうになるかといういわゆるそういう質問、2年後からは。ですから、それにつきましてはかなりの支出を覚悟しないと、例えばできないかなとも思ひておりますし、あるいは国がぴしゃっとその補助金を閉じてしまうのかどうかといういろいろな要素もござひます。そして、また先ほども申し上げました近隣の同じ医療事務組合の自治体からもどういふ対処をするのかも含め、2年後に備えて、この間実はそういう話もそこまで踏み込んでしたところではござひますが、今のところの対応策は国の出方も踏まえて、また議員さん方にも当然予算も伴うことではござひますから、議会にもかけることにも町負担ということになれば、議会の考へ方も尊重したいということになるだろうと思ひております。よろしいですか。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） これは2年ということでありませけれども、私たちもその国のほうには強く今後も続けていただきたいということで要望はしていききたいなというふうに思ひておりますが、ぜひ本町においても、本当に出生率を高めていくという点におきませても、ぜひ前向きに検討していただきたいということをお願いをいたひますので、よろしくお願ひをいたひます。

では、次の質問に移ります。地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の一つであるこんにちは赤ちゃん事業について、本町ではどのように実施されているのか。また、その効果を町長に伺ひます。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） こんにちは赤ちゃん事業について、本町ではどのような事業がなされているのかという質問ではござひます。出産してから母子がともに落ちつく2カ月ごろに、育児に関する新たな不安などが出てくることなどから保健師が電話で様子を伺ひ、お宅の訪問をしております。その際には赤ちゃんの体重

の計測や母乳やミルクの飲みぐあい、乳児湿疹等の不安や疑問に答え、母子の心身の健康状態を確認をしておるといふことでございます。また、町における子育て支援体制の説明を、その後の赤ちゃんが生まれたら、町ではこの後こういう支援体制があるのですよといふことを説明をその折いたしまして、今後の健診をぜひ受けていただきたいといふような勧めや育児相談もあるのですよといふ、そういう意味でのきっかけづくりもあわせ対応しているといふことでございます。生後4カ月の赤ちゃんに対しての初めての乳児健診の通知は、担当地区の母子保健推進員さんにご協力をいただいて訪問を、手渡しでお願いをしながら、受診の勧奨、勧めをしております。その後の予防接種や乳児健診の通知も同じく保健推進員さんのお力で配布をしていただいておりますので、赤ちゃんの生活情報もその推進員さんを通して何うことも一面あるといふことでございます。4カ月の乳児健診時に子育て支援アンケートを実施をいたしてございまして、父母の育児に対する考え方、これはお母さんだけでなく、お父さんも含め、育児に対する考えや不安を理解をして、その後の育児支援の参考にさせていただいているといふことであります。また、健診では発育の状態や母親の子供に対する様子、歩き方やしゃべり方、遊び方など、気になる親子があるときはすすく発達相談、あるいは遊びの教室等の子育て支援教室にできるだけ気軽に相談というよりも、話しに行けるような形に誘導という手法ですから、やんわりといふことだろうと思っておりますが、そういった方法で誘導して成長を町としても担当部局としても見守るといふ、そういう体制でございます。このほかにも1歳6カ月ぐらまでの親子を対象に母親同士のコミュニケーションや友達づくりの場としてコアラ学級が開設され、毎回テーマを決めて講話や手遊び、離乳食など育児学習に取り組んでおります。また、コアラ学級を活用して思春期を対象に中学生、赤ちゃんや母親との交流で命の大切さを知ってもらおうと、赤ちゃんふれあい教室も実施をしております。効果がどの程度あるかといふことについては、そう言えるかどうかはわかりませんが、子供の発育のおくれや異常などは早期に見つけ、早目に指導することが、成長したときに社会の適応能力になると言われておりますので、町としては親が子供たちそれぞれの成長に合わせた育児ができるように、今の時点で考えられることを含め対応し、指導しているといふそういう状況でございます。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいまの町長の答弁の中に母子保健推進員さんが回って、赤ちゃんの家庭に訪問しておりますというお話がありました。その母子保健推進員さんが各家庭を回られての結果を持ち込んで、職員との話し合いですか、そういう点はいかがなんでしょうか。そして、そのとき養育環境、また虐待の早期発見などについてはどのような対処をしているのでしょうかお聞きします。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 生後4カ月の赤ちゃんに対しまして訪問しているわけでありましてけれども、母子保健推進員のほうには健診の通知関係を特にお願ひして、そのときにいろいろな心配事ですか、そういうことを聞いてもらったりするのですけれども、それ以外に保健師もいますので、保健師の方も訪問させていただいておりますので、保健師と母子保健推進員さんとの話の中でいろんな悩み事があれば、検討して改善していきたいといふことでやっております。それで、その中でいろんな相談があると思うのですけれども、議員さんが今質問のあった虐待の関係等もあるかと思うのですけれども、今の時点では虐待の関係等の相談はないのですけれども、そういう相談事があるとすれば、保健師の方あるいは母推の関係、あるいは各

県の専門家の方ですか、そういう方に相談して、その対応はしていきたいというふうに思っています。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、養育支援が必要な家庭については保健師さんが訪問、そして指導をしているということでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） そうですね。養育指導の関係については母推というか保健師、保健師が出向いて相談に乗ってやっているということでもあります。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私は若い人たちとの懇談の中で、住みやすいまちづくりと一緒に進めていこうということで話し合いなども持っております。地域の子育て支援の推進を強化して、若い家庭へのきめ細かな機能の拡充ですか、そういうことを図っていく必要があるかなというふうに思っております。やはり外からではわからないものが今特に若い皆様の中にはあります。まして親御さんとともに生活している人は本当にいいのですけれども、アパートで子供とお母さんと2人というようなそういう環境の方の場合は、やはりお母さんの生活の環境というものによって子供も大きく左右され、変わってくるのではないかなというふうに私も思いますので、その辺は本当に母子保健推進員さんにご協力をいただいて、また保健師さんと協力して、とにかく本町の子供たちがすくすくと元気に育っていけるような努力をお願いいたしまして、今回の全部の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 以上で、秋山豊子さんの一般質問が終了いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

1時より再開いたします。

休 憩 （午前11時42分）

---

再 開 （午後1時00分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

初めに、先ほど川野辺議員の質問に対しての答弁がありますので、それを許します。

荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） 先ほどの一般質問の中で川野辺議員から、農協が合併した後の税の賦課ですか、その質問があったのですが、現在農協については法人住民税と固定資産税をかけていますけれども、これが合併後どうなるかということなのですが、固定資産税は当然かかります。問題は住民税のほうです。これは所得割と均等割とあるのですが、均等割はかかりますけれども、問題はもう一つの所得割のほうなのですが、基本的な考え方としまして、分割法人の考え方で。例えば本店というか本所が館林市にありますね。板倉事業所が支所という形ですから、そういった意味で分割法人的な基本的な考え方です。例えばその所得割の出し方なのですが、もし仮に邑楽館林の事業員数が仮に全体で300人いたしま

すよね。板倉事業所が50人だとします。その人数割で例えば利益を1億円上げたとするならば、その1億円掛ける300人の50という形で、その人数割で出していきます。そういった形です。

○議長（荻野美友君） 一般質問を行います。

通告4番、石山徳司君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[5番（石山徳司君）登壇]

○5番（石山徳司君） それでは、一般質問ということで通告に従いまして、その順番に従いまして進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、私、前回の選挙でとりあえずマニフェストということで現町長、また前町長とも共通点というのが、一番合併の論点、また方向性が一致したというところが頭に鮮明に残っておりますので、その合併に対する一方ならぬ熱意が私には感じられたわけなのですが、今までもう4カ月でしたか、町長の席に在職しておられますので、各郡内あるいはいろいろな方々といろいろな会議の席上で意見を交換する機会が多々あると思っておりますので、その決意を踏まえた中で1市4町による広域合併ということも含めまして、また1市1町ということも以前の議題の中には載っておりますけれども、そういうあらゆる枠組みのことに關しては、私はこれということはいませんが、この合併に向けた現町長の最近の腹づもりと申しますか、お考えをお聞かせいただければと思っております。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 合併に向けた最近の状況と町長の考えについてと、あわせてその前町長と私のマニフェスト的なものに両方載っていたということで、事実だろうと思っております、逆に私はそういう意味では議員さんも含め、そのときのいきさつはありますが、どちらの陣営に立たれた議員さんでも全力で支援をしたということで、その方が挙げた公約ですから、基本的には議会ではそんなに反対はないだろうということを既に話は外部にはしております。そういう流れの中で合併に向けての最近の状況とは申しますと、私が町長に就任してから館林市より館林市、邑楽1市4町の合併に向けての積極的な推進を呼びかけられてきております。それは市町村合併はもちろん私の選挙公約の一つでもあることからでもあろうかとも思っております。館林市からは町長に対しても、そして議会に対しても、あるいは区長会、商工会など館林市合併住民協議会、参加団体協議会というものが設立をされておまして、その参加団体からの呼びかけも聞いてみるとあったようでございます。内容といたしまして、館林市側から市町村合併の必要性について話を伺ったというようなことと聞いております。

実際に首長は、私自身はどう考えているのかと申しますと、過日も議員協議会でおつなぎをさせていただきましたが、2月13日に開催をされた合併キャラバンという総務省主催の首長出席の会議がございました。これはマスコミをシャットアウトをした形。ということは、公式でもないのかなという受け取り方もできるかもしれませんし、逆に総務省、県、あるいは当該町村長プラス補佐する第1、第2補佐役、館林市においては副市長とか、板倉町については総合政策課長を一緒に同行させましたが、そういった形で館林市の美術館でとり行われまして、そういう形を見れば公式なのかなと、第一歩としての公式な話し合いがあったということをお報告できようかと思っております、過日それはつないだわけではありますが、そういう会議がござ

いました。その中で各首長がそれぞれ初めて私が4カ月たった中で、そういう公式的な、公開ではないけれども、公式なということであろうと思っておりますが、お隣の明和さん、あるいは千代田町、邑楽町、館林市長の考えは何ったというのは初めてでございましたが、大泉さんだけが形として太田との合併が進行中ということも踏まえ、またそれを踏まえて最後の住民投票的な位置づけになるだろうと言われている今回の4月の選挙、それらもある関係上、それまでは1市5町というスタンスを一番最初私のところへ、とりあえず郡内みんなという話でありましたが、その時点から1市4町という形で、大泉さんはとりあえずそういう状況だから外したというようなことで、そういう会議がございまして、郡内の4町の首長、館林市は当然できれば4町でというお話でございましたが、一致はしていない状況でございます。

邑楽町と千代田町は過去に太田市との合併協議から始まりまして、それが壊れ、その西邑楽3町での合併協議会も設立をして、それも不調に終わったという経緯も経験をしておりますし、しかもそういう状況の中でありました関係上、またそれで大泉さんがそういう今状況にあるということで、非常に慎重な発言であったというふうに受け取らせていただいております。はっきり言えば、大泉が太田と成立をすれば、選択肢としては西へ行ったほうがいいのか、太田、大泉、太田市になると思えますけれども、あるいは館林へくついたほうがいいのか、今の状況では全く白紙の状況であるというような話が具体的にされておりました。

また、明和町につきましては、うちの町は財政的には困っていないということで、そういう厳しさもない中で、自立をしていけるということも言っておりましたし、国の制度そのものがなぜ小さい単位が独立独歩で歩けるのに、そこまである意味では強制的と感じられるような合併の推進の手法、それは特例債も含めてだろうと思っておりますけれども、そういうことに対してやや反発的な発言までされまして、だから我が町は反対であるというような考え方を述べておられました。

我が町といたしましては、厳しい財政状況を踏まえた中で、合併してよかったと言われるような合併を目標に努力していきたいと。私も私一人が旗を振ったとて、議会の皆さんを初め町民の皆さんがついてこなければ、当然できないわけありますから、そういう意味では公約のとおりまず一応合併とはということから始めて、民主的な手順を踏んでアンケート等を取り、必要であれば、住民投票まで考えながら、住民合意をできれば、私の任期中に図っていきたいという、これはずっとスタンスとしては当初からそういうスタンスですが、そういうことを述べさせていただきました。

それはそれとして、事務レベルではこれまでも担当課長から申し上げておりますがという担当課長、総合政策課長、小野田でございますが、館林邑楽総合開発促進協議会という広域行政の協議会がございまして、この協議会の構成団体が1市4町であることから、この1市4町の事務方レベルで広域行政検討会を新たにそういった協議会に設置して、グランドデザインを作成をしてきております。それが幹事会で承認をされたとのことでございますので、近く議員皆様にもお示しできるものと思っております。

そして、私の考え方といたしましては、先ほど申し上げました民主的なスケジュールにのっとりということにつきましても、とりあえずその前段としてご承知のとおり仮称でございます。まだ仮称、でも昨日は組織を一応は位置づけをさせていただきまして、その中に合併対策推進室を設置をして、既に調査はそこそこ進んではいると思うのです。合併は初めてのことでないです。もう10年も、ずっと上方からやられてきているわけですから、そういった調査研究をさらにさせながら、しかるべき時期に資料の提供あるいは説明、それがもっと発展すれば、説明会、部落座談会的な、行政区座談会的なものかもしれませんし、いずれにし

でも正面から秘密裏に進めるというようなことなく手順を踏んで、民主的にということはそういう意味でございますし、その結果として先ほど言ったようなアンケートをとったり、そういう形をやっていこうというふうに、今の時点では当初とも全く姿勢は変わっておりません。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） ただいま町長の決意なり、現在までのいきさつを伺いました。そういうことで総合政策課長がその合併協議のほうの席に出席して、おおむねの方向性というのは話し合われたという経緯を今聞きましたので、わかる範囲内でお聞かせいただければ幸いですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 今町長の答弁の中で館林、邑楽の1市4町のランドデザインというものを、その研究会の中でつくり上げてきました。その研究会の中に作業部会というものも設置して、これは課長でなくて課長補佐、係長級なのですけれども、13回の研究会を作業部会ないし幹事会を経て、今ここにありますけれども、館林、邑楽のランドビジョンというのができました。これはどういうものかといいますと、1市4町が広域的にまちづくりをした場合には、こんなまちができるよねというものです。例えば住民が快適に暮らせるまちになる、住民が安全に暮らせるまちになる、多くの人が働ける場のあるまちになる、住民が健康に生活できるまちになるなど、あとは教育面も含めて、第4次総合計画の基本構想的なものです。この下に、ではそれを実現するためにはこんな事業をやるのだというのが、各町から挙げられたものがその下にぶら下がっているのですけれども、ただ私が言ってきたのは、これだけだと、住民に説明できないのです。例えば財政的にはではどうなのという部分が全然議論されてないので、町長もその合併キャラバンの中でそういった部分の研究をさらにこの検討部会の中でやったらどうなのというような提言も、板倉町長から申し上げましたし、私のほうからも館林の企画政策部長のほうにも申し上げました。ですから、それが21年度で合併対策推進室が設置されて、そちらのほうも西邑楽の町がそれに参画してこない、またこれもだめなのですけれども、その辺の見きわめもした中で、合併とつかないで広域行政というのであれば、多分職員を派遣すると思うのです。細かなすり合わせをして、それができた段階で住民に説明に行つてということになるのかなと思うのです。西のほうはそれを住民に説明するしないは、その首長の判断になろうかと思いませんけれども、そこまでの資料をできるだけ早くつくりたいというふうに事務方では思っています。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

[「さっき……」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） はい、どうぞ。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 肝心の1市1町、先ほど申し上げましたのは1市4町ということでございまして、できれば足並みをそろえてという市町の要請に対して、それぞれスタンスが違うとお話をいたしましたし、ただ、私の町は私は過去にも、必要であれば、1市1町でもと条件が全部それぞれお家の事情も違いますし、足並みがそろわないのであれば、足並みがそろうまでと待っていることが町のために利するのか、あるいはマイナス方面になるのかということも踏まえ、時によれば、1市1町でも考えてもいきたいという発言もしてきたわけですが、それについては今小野田課長から話があったような一つのケースとして、1市4町で合

併をしていく場合と、相手のあることですから、1市1町で合併を例えばしていく場合と、それぞれ例えば住民に説明する姿勢、基本的なものも当然違ってきます。1市4町と1市1町の場合では。そういったことも具体的にすり合わせをしながら、ある意味では逆に言えば、住民の合併を進めようという声が出れば出た段階で、選択肢としてはわかりやすく言えば、1市4町と1市1町あります。1市4町の場合はいつになるかわかりません。我が町の財政は今現在この状況です。こういった場合に選択肢としては1市1町もありますが、その流動的な要素の中で我が町の体力も含め、でも体力は、非常に合併というのは難しいところでございます、難しさを伴うというのは、合併が破談になれば、体力がなければ終わってしまうのです。合併をすることが決まっていれば、本当はできるだけお金は空っぽにしたほうがいいみたいな、そういう論理が必ず並行してあるのです。だから、先々人によっては、おおむね板倉町の町長選を見て、どちらを推した人も、町民もみんなどちらも推している、針ヶ谷町長だって私より具体的に3年以内と時間も切ったのですから。そういう流れの中で、私は時間は切っていませんが、一応できれば自分の任期中ということですが、いずれにしてもそういう流れの中で反対論は板倉は比較的少ないだろうということで、比率としては館林がこれから1市1町でということ、待ってられないと、例えば、何で館林が待ってられないかという例えば理由もそういうときには聞かなくてはもろなりませぬし、いろいろですが、そういう流れの中で慎重さと大胆さと、非常に難しいところを歩んでいかななくてはならないのだろうと思っております。その都度議会の皆様にお諮りを申し上げます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） ただいま町長から補足ということで、1市1町でもというような話を伺いました。私はこの質問をしたということは、やはり先ほど町長が話されましたように、広域行政組織体というのがもう既にいろんな形の中で、例えば共済だとか、あるいは医療制度だとか、消防だとか、もう既に出発しているわけです。いかにこれ、次の質問にはまた触れますけれども、これが私にとると、やはりそれを最初にやって、いい点、悪い点を見抜きながら、最後には合併するというのが理想なのですけれども、でもまず最初は広域行政組織体を充実させていくというのが一番妥当かなというのが、私がこの質問を持ち上げた理由であります。特に邑楽土地改良区の場合におきましては、やはり松本家を中心とした先人の方々が、邑楽土地改良区というのをわざわざ名前をつけたというのが、土地改良史によりますと、水は高いところから低いところに流れてくるのだと。一番低いところの土地が水をかぶっていても、高いところの人たちは知らぬ顔で済むと。そういう一つの行政体としての意識というのが各市町に分散してしまうと、永久に解決できないという側面があるということで、あえて邑楽土地改良区を持ち上げて、谷田川水系から仲伊谷田承水溝を含めて、そういう広域で排水組織をつくったというのが、そもそも邑楽土地改良区の発端だというようなそういう認識も承っております。そういうことで流れの中でやはり邑楽土地改良区の今後の活動方向性というのを、今まで板倉の町と独立という方向性の中で一致してきた部分については、一致してきて運営されたわけでありまして、だんだん、だんだん地元負担だとか排水機場の管理は町が一応やっていますけれども、面積割に応じて町がやる、藤岡で出す、館林が出すと、そのような役割も分散してきているというのが実情です。ということは、一つの組織体というのがもう幅を広げて、幾らでも広げられるというようなそのような背景もありますけれども、当面栗原町長のお考えの中で、私は土地改良区がそもそも板倉にもある、館林にもある、明和にもある、邑楽町にもあるということには、ちょっと今のこういう経済困窮の時代には、も

っと効率よく運営させるべきだという意味合いの中で持ち出したわけでありますけれども、その辺のお考えは何か情報等がありましたら、お答えください。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 土地改良区についての考え方、基本的には土地改良区というのは目的があって、基本的には農耕地の整理とか、あるいはかんがい、あるいは排水も含め、目的があって出発をするはずですから、やがて目的は達する時期は来るだろうと思っております。その目的を達したときには、当然解散をすべきだろうというのが原理原則だろうと思っております。ただ、それぞれがそういった目的に出発時と違っていたり、地域の土地改良区の大きさも千差万別ですから、小さいところは目的を終えれば解散をしているようでありまして、その中で邑楽土地改良区については、県でも会長職を預かるくらいが一番どちらかといえば大きな伝統ある改良区ということで、そういう意味では、しかも館林、藤岡等にわたりまして、市町を越えた面積も持っているというようなことで、なかなかそういう意味での変遷は承知をしておりますが、現状どういう問題点があるかということについては、的確に把握はしておりません。しかし、ここ先般、土地改良区の不祥事等もあったようでございますが、そういったその根本を伺い聞くときに、こうあるべきだという路線闘争があるとか、いや、そうではないと。土地改良区は役割をほぼ終えたから、できるだけ分散に近い用水組合的な組織がえにすべきだという論理派、あるいは土地改良区は必要であるということだから、さらに会員を広く求めて、土地改良区を存続すべきだという理論派とか、そういったもののぶつかり合いの結果だというようなことも、それが正当かどうかわかりませんが、私の耳に入るときはそんな表現の仕方に入ってくる場合もありますし、今回の理事長さんのかわり方等も含めて、会員の皆さん、組合員の皆さんがいろんな表現もしてございまして、邑楽土地改良区はどういうことを目指し、本来の目的にどれだけ到達をし、今後どういうふうになり向けようとしているのか。正直言って正確にはわからないところであります。

しかし、昭和24年に制定された土地改良法により、一定の地域にかかわる土地改良事業の施行目的として認可を得て設立された公の法人格を持つ団体であるということであるようでございますし、同法に基づきこの地にかかわり、かんがいとか排水面に非常に大きな役割を果たして今もいるということも認識をしております。いずれにしても非常に大きな団体の中で、ある意味では農地の多面的な機能を持っていると。例えば保水、ダム機能とかそういう面を考えると、単なる土地改良区と、農業者の利益を追求する一つの団体であるというふうにもとらえ切れる面だけではない。公的な体質も持っているのかなということで、いろいろその役割等についても広いものがあろうと思っております。したがって、今後土地改良区さんがどういう考え方のもとに、以前は役場の中に機構をできれば取り入れていただいて、賦課金の低減にはそれきり方法がないというような論法で進んできたようでもありましたし、今現在は独立独歩でまた歩いていくというふうに見受けられる形も一部うかがえるところもありますので、そこら辺の方向性も見定めながら、公の立場として治水という広い意味での貢献、あるいはいろんな面での多面的な効果もあるわけでございますので、慎重に相談をさせていただきながら進んでいければなと思っております。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） これから私も土地改良区の運営につきましては、個人的な意見で申しますと、やはり邑楽郡内で農業共済組合ではないですけれども、国の制度とか国、県の制度の受け入れ口としての役割は

未永く保って、各用水だとかそういう末端の組織のことに関しては、やはり末端組織の中で人を手配しながら、バルブの操作だとか排水の操作についてはやるべきだなという、そういう方向性が妥当かなと私は考えております。

同じようなことで農協合併ということがありますけれども、時間の関係でちょっと先ほど質問者の答弁の中で、私も農協が合併すると、農業政策だとかそういう税収面で滞りが出たり、差しさわりが出るのかなということでこの文面を挙げましたけれども、先ほどの荒井課長ですか、答弁の中で税の行方だとか住民税が分割方式で、人数割によって、現在合併しない状態においては分配するというのでありますので、これは省かせていただきます。

続きまして、国保税あるいは介護保険料などがいかに各市町で違っているかというのは、私もこの職席にあたり、新聞などで見て思い当たることが多々ありましたので、載せてみました。というのも、先日上毛新聞の方が見えていますけれども、たまたま載った文面によりますと、介護保険料、これは板倉町が4,200円、23年まで4,200円と。明和が4,000……、失礼しました。4万5,600円。失礼しました。千代田が4万6,800円から4万9,200円、大泉が5万4,000円から5万4,000円、邑楽町が4万5,000円から6,000円、館林が4万7,700円から4万9,800円と。介護保険料が21年から23年まで、このような計画で進んでいくというような文面を見ました。また、果たしてこの介護保険料の原資となる国保会計のほうはどうなっているのかということで、私、これはこの議員手帳で調べたわけなのですけれども、そうすると、やはりこれは18年度の数字なのですけれども、板倉が国保税額はこれは1人当たりですけれども、7万9,615円、そして、受診費用の1人当たりが17万6,567円、明和町が7万8,605円に対して18万8,229円、千代田町が7万4,160円に対して17万9,928円、大泉が8万7,788円に対して12万529円、邑楽が7万5,835円に対して15万3,526円、館林市が8万2,679円に対して16万2,509円となっております。このようにこのかわいでありながら、先ほどの町のニュータウンの中にかいかに人を入れるかという話と結びつくわけなのですけれども、この狭い区域の中で国民の健康を保つための必要不可欠の最低条件でさえばらばらだという、そのようなところに私は政治の改革すべき方向性があるのかなということで、わざわざ持ち出しました。

これは私が見ると、このままこれが10年も20年も続いたときには、変な話だけれども、えらい差別とか境遇の違いが誕生してしまうというようなそういうおそれを見ますので、では、果たして貧しい者が豊かな町と同じように介護保険料だとか国民健康保険料が同一のままで済めばいいのですけれども、私はもう合併が国のほうで進めてきたという流れの中には、もう10年も前にこういう形になるだろうなというのは予測していたのかなとは推察します。なおかつ昨日は採決されましたけれども、町の組織体におきましても、各市町で同じ課長職を大勢の方を養っていくと。またその組織体を維持するというのは、変わり目に来ているというそういう認識を多々持っております。そういう中で町長の今の数字とか私の話を聞いた範囲の中で、何か感じるものがありましたら、披露してください。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 感じたことだけでいいですか。

○5番（石山徳司君） はい。

○町長（栗原 実君） それぞれ保険料を打ち出すには、国のルールにのっとって、あるいは町の事情も各

地方自治体という認められた固有の自治体の事情も踏まえた上での算定式にのっとり、それぞれはじき出しておまして、それが同一でないということは現実でございますし、またさっき言った組織としての仕組みの中で、国の基準にのっとり算定方式の中で出せば、違いは出てくるということは当然のことだろうと思っております。豊かな市と、あるいは貧しい町がサービスにおいて差が出てくるのかなとか、それもその分野だけに限れば、別にその自治体が思い切った政策をとれば、そうとは言えないわけでもございますが、一般論で言えば、そういった面までいろんな貧富の差は出ることもあろうかと思っております。しかし、先ほど石山議員が申し上げた中では、貧富の差が割合出てないのであろうかとも思っております。実態の町の貧富の差はもっとあろうかと思っております。したがって、それが国保税の法定外負担になったり、いろんな角度でさらに貧しい町は貧しくなっていくという図式にもなるかとも思っております。いずれにしても細部については担当課に専門家がいますから、今の件について何か申し上げることがあれば、申し上げさせます。いいですか。

○5番（石山徳司君） もう一つ、一緒に答えてもらう。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） ただいまの町長からお答えという申し出がありましたけれども、次の質問がちょっと絡みますので、担当の課長から含めまして答弁をお願い申し上げます。

私もこういう役職でありますので、国保運営協議会、その席上でいただいた資料なのですが、滞納者が随分いるというようなそういう問題も受けました。板倉町は先ほど始まる前に町長から話がありましたように、六、七%ぐらいの回収割合しか、仮に職員たちが回っていると思うのですが、上がってきていないと、そのような話を承っております。私はこの資料を見まして驚いたのですが、19年度分で合計の滞納額が1億1,900万円以上あると。これで、では最後まで膨らんできた累積額も含めてなのですが、おのずから、変な話ですが、5年たつと時効というようなそういう法律的な枠組みもあるわけなのです。なおかつこの数字ですから、では実際はどの程度、変な話ですが、得、損という言葉は不適當だと思うのですが、払いたくでも払えないという人はもちろんおいでになりますから、でも賦課されるという方々の中から、この滞納分というのが、変な話だけれども、ありますから、これは……。失礼しました。これは合計ですね。先ほど言ったのは今までの。今年においても二千百何万円出たと。その会議の席上でちょっと持ち出したら、何を言っているのだいと。医療の医者の方のどちらかという恩恵にあずかる人でも、邑楽郡内だから、群馬県だから、わからないですよ。16の方が未納の状態にあるというような医師の方が申されましたので、その辺のところを含めまして、今後の保険制度の維持に対しての考え方なり、あるいは未納金の徴収方法等も、やはり私は合併してある程度の権限を持つ中でやらないと、板倉町だけでやると、あの町ではやったけれども、この町はやらないと、そのような方向性も出てきてしまいますので、やはりその辺のところを含めまして、課長より今までのいきさつとか動きの範囲内をお知らせください。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） まず、保険料の関係でありますけれども、まず介護保険料の関係が先ほど出ましたけれども、板倉の4期計画の中で3年間4万2,000円ということで今予定をしているわけでありまして、郡内で一応介護保険料は安いわけでありまして、それについてはいろんな相談、給与

の関係とか条件的なものがあるかと思うのですけれども、板倉の場合は介護が郡内でも低いというのは、一つは、認定者自体がほかの町村に比べて少ない。元気な方が多いということだと思うのですけれども、認定の関係が少し少ないということと、それからあとはほかの市町村に比べて受け皿的なものが意外と少ないので、介護については利用する方が少ないので、介護保険料も郡内ではそれほど上げなくてもこれまで済んできたのかなと思っています。

それから、国保の関係でありますけれども、国保の関係については郡内まちまちで、先ほど議員さんがおっしゃったとおり給付の関係もまちまちであるわけでありまして、給付に対して保険税については賦課をしていくわけでありまして、板倉の賦課方法、これは県内、郡内すべて違うわけでありまして、今4方式ということで、応能割あるいは応益割、こういう形で賦課をさせていただいているわけでありまして、板倉の賦課方法については、応能割ですか、応能割というのは所得割と資産割が応能になりますけれども、それから応益割、これが均等割、それから平等割、これが被保険者からいただく保険料になるわけでありまして、この割合が板倉の場合については、応能割、所得、資産からもらう割合が65%、それから、応益が35%ということでありまして、板倉については所得のある方からもらうというそういう算定の方式をとっていますので、逆を返せば、低所得者の方については配慮しているというような課税方法をとっていますので、そういう考え方については、県内、郡内すべて違いますので、当然ばらつきが出てきているということであると思います。

それから、滞納の関係でありますけれども、滞納繰り越しで1億円先の滞納額があるのですけれども、これについては滞納整理等で努力をしているわけでありまして、なかなか減ってこないというのがあるのですけれども、これについては引き続き滞納整理はしていきたいというふうに思っていますけれども、大きな滞納額がありますので、当然これが整理できてくれば、先ほど町からの一般会計からの繰出金も削減できますので、基本は加入者が負担をしていただくということであるというふうに考えていますので、引き続きこの滞納対策については、生活窓口課と一緒に取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 私はこういう問題については、本当に収納する側も、また払う側も理由があるということであるのですけれども、ただ法的な枠組みの中をやはり守っていただかないと、お互いが。やはりこの地域社会というのは壊れてしまいますので、その意味も含めまして、板倉町だけでとてもとても幾ら滞納があるから払ってくれというより、やはり広域の行政の中で、地方裁判所くらいまで含めて、法的な理論を構成した上で差し押さえなり、そういう強制執行なりはすべきかなというのが一方法かなとは私は考えております。そのお答えについては、多分いろんな会議の席上で町長はお話しになると思いますので、それは私の意見ということでとどめておきます。

では、次に移ります。私も、時間が来てしまうけれども、谷田川の第1、第2機場が、私がそもそも議員になったきっかけでありますけれども、排水問題ということで絡めてまいりたいと思っております。谷田川の第1、第2機場の改修がなされるということで、第1のほうについては、文面によりますと、平成23年度が完成するのだよと。去年あたりは工事のための道路の設定だけはしたのかなと思っています。古い昔の谷田川第1機場ですけれども、これを取り壊して多分ないと思うのですけれども、その設計図はいただいております。私はこれをちょっと問題にするというのは、大箇野の排水樋管、要するに大箇野川の樋管の絡みが

ありますので、ちょっと町長と認識を一致させる、あるいは深めてもらいたいという意味合いの中で、この文面に載せさせてもらいました。というのは、谷田川第1はYP、これは排水樋管なのですけれども、現状ある自然排水樋管がYPの13メートルだということになっています。次の樋管の口径もやはりこれは集水面積に応じてなのですけれども、これは数字的には谷田川の第1が完成された暁、先ほど言いましたのは、13メートル。樋管が2.3掛ける2.3ということで設置されるということで文面には載っておりますけれども、これは自然排水樋管がYP13というのは新しい今度つくる機場に対する樋管の敷高です。次は11.9という、これは利根川の上流事務所の文面、資料によりますと、YPが11.9アールというのが谷田川の自然排水樋管だという、そういうお知らせが公文書に載っております。私は何で隣に、一番問題にしたいのは、排水樋管が11.9とうたってあるのに、では何で今度新しく機場をつくるのにわざわざ13にするのかなと。板倉の東部第1、第2機場の排水樋管が片方は、板倉川のほうが11.45かそこらなののですけれども、95ですか、それと第2のほうがYPの11.9に、谷田川の第1と同じになっています。それと同じ数字に自然排水樋管があるのですけれども、現地を見てみますと、とてもとても現状とはかけ離れた高さにありますから、これは本当に今度新機場をYP、本来だったら自然排水樋管と同じように11.9にすべきなのだけれども、余りにも違いができ上がったときにできると、国土交通省の恥になるので、新機場はYP13にして、自然排水樋管が多分、私の考えですよ、はかったわけではないのだから。多分今あるのがYP13メートルかなと思ってしまっている。だから、その辺のところを踏まえて第1機場の改修のときに、建設課長も含めてですけれども、その辺のところは町長みずからが何度か足を運んでいただいて、排水樋管の高さだけは自然排水樋管と同じ高さというだけでは意味ないので。今あるのが私は13メートルだと見ているのだから。だから、その上で工事をやったら、今度の新機場と自然排水樋管が同じだったという裏返しなののですけれども、でもそれが気がついたときにはもう手おくれですから、だから、今あるのが私は、変な話だけれども、文面でいくと11.9だから、その計画どおり11.9にしてもらいたい。そのように申し上げますので、私の話を聞いた限りの中において、町長の決意をお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 町長の立場として、技術的な分野まで承知をしております。力を込めてYP云々のお話をされましたが、町長自身の立場としてそういった細部には、はっきり言ってわかりかねるところも事実でございます。しかし、今石山議員さんがおっしゃられました町長もということでありますから、もちろんそういった今の疑問については、行き会う機会も利根上へ行けば幾らでもあるわけですが、申し上げてみたいとも思っておりますが、まずその前に議員さん自身も議員というお立場であれば、名刺1枚出せば、利根上へ行っても、幾らでも丁重な扱いを多分されて、江田議員などはそういう意味ではしっかりと自分の目で確認した上でご質問をされたというふうに記憶もしておりますので、他力本願にならずに、まず自らそういった現実を大もとにぶつけていただいて、そのほうが結論がまず早く出るのかなという、ちょっとそんな感じもします。細部については、今の石山議員さんの関係については、担当課長がおりますので、中里のほうから答えられる範囲内であろうと思っておりますが、答弁をさせます。

○5番（石山徳司君） つけ加えます。私も五、六回、利根上流事務所には行っておりますので。その資料はそこでいただきました。でも現状と文面が違うので、奇異だなと思ったので、あえてします。

○町長（栗原 実君） はい。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 先ほどの排水樋管の敷高のご質問でございますけれども、たしか石山議員、19年の9月議会、それから、12月議会でこの関係についてご質問を承っております。これからお答えする内容はそのときのお答えと同じお答えということになるわけでございますけれども、谷田川の第1排水機場のわきにありますその自然樋管、これはY P 11.9メートルという敷高、これはこのとおりでございまして、これは自然の流下のための樋管でございますから、当然敷高は低くなっていると。これは水が高いところから低いところへ流れる、まさにそのとおりに合致する敷高ということで、利根上からは説明を受けております。今度新設されます第1排水機場の機械排水に伴う樋管につきましては、Y P の13メートルという敷高が設定された。これにつきましては議員がある部分、不可思議に思われているというふうに私は感じておりますけれども、この13メートルの設定根拠につきましては、19年の12月議会で答弁をさせていただいたとおりでございますけれども、いわゆる遊水地側の高水敷を越えないような頂版高を維持する、確保するというために、敷高をY P 13メートルに設定をしたということでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 課長、ありがとうございます。時間が来ますので、はしょっていきます。そういうことで私の見ただけですと、利根川上流事務所の説明と現状が食い違っていると。では13メートルでつくったものが、自然排水樋管と同じ高さだったらどうするかなというところが問題なわけですから、それは頭に入れておいてください。

では、次に移ります。私も幾つか書いてきたのですけれども、4番目の郡内各市町の行政業務は、委託業務と臨時職員採用になっているという文面に絡めて、4つほど各市町別正職員数、非正規職員数、各市町別人件費総額、正職員給与総額、各市町別正職員平均給与額、非正規職員平均報酬額はということで、もう一つ、職員待遇の2分化は何年前から顕在化したのかということ、一度でいいから、全部披露してください。町長がやってくれるの。

[「課長……」と言う人あり]

○5番（石山徳司君） いや、担当課長でいいと思う。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、市町村別の正職員数と非正規職員数から申し上げますけれども、館林市と邑楽郡内の板倉町も含めて1市5町ということで、基準日が平成19年の4月1日とさせていただきます。それでは、非正規職員というのは、臨時職員と嘱託職員という数を数えた数というふうにご理解いただければと思います。館林市の場合が正職員が661名、非正規職員数が226名、明和町の正職員数が119名、非正規職員数が84名、千代田町におかれましては正職員数が114名、非正規職員数が70名、大泉町が正職員数が290名、非正規職員数が210名、邑楽町の正職員数が210名、非正規職員数が145名、板倉町が正職員数が151名、平成19年度の4月1日でございます。非正規職員数が73名となっております。

2つ目の質問で各市町村別の人件費総額と正職員給与総額とのご質問でございますけれども、人件費の自身についてでございますけれども、人件費に含まれるものが正職員の給料、それと期末勤勉手当、臨時嘱託職員賃金の給料、期末勤勉手当とさせていただきますので、ご了承ください。館林市の人件費総額は約41億491万円でございます。その正職員給与総額37億1,554万円でございます。明和町におかれましては、人件費総額が7億7,957万円で、正職員の給与総額6億3,291万円です。千代田町、人件費総額が7億3,474万円、正職員給与総額6億1,188万円です。大泉町の人件費総額は20億3,921万円、正職員給与総額が16億8,321万円です。邑楽町の人件費総額が14億9,006万9,000円、正職員給与総額が12億4,309万円でございます。板倉町が人件費総額9億5,650万円で、正職員給与総額8億3,342万円です。

次に、3つ目の質問であります各市町別正職員平均給与額と非正規職員平均報酬額でございますけれども、これにつきましては両者を同一比較する観点から、正職員については平均給料額、非正規職員については平均賃金とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、まず館林市の正職員平均給与額は44.2歳で33万3,300円でございます。非正規職員賃金は15万3,707円です。明和町については、正職員平均給料額が43.9歳で31万5,700円です。非正規職員賃金額は14万5,493円です。千代田町については正職員平均給料額42.7歳で31万6,600円、非正規職員賃金額が14万6,267円です。大泉町については正職員の平均給料額43.1歳で34万3,100円です。非正規職員賃金額は14万1,267円です。邑楽町については正職員平均給料額44.5歳で34万9,500円で、非正規職員賃金額は14万2,300円です。板倉町ですけれども、正職員の平均給料額42.3歳で32万6,000円、非正規職員の賃金額は14万500円となっております。

それから、職員待遇の2分化は何年ごろからあったのかということなのですが、同じ身分の職員待遇についての2分化といった事態は発生しておりません。地方公務員法で定められている臨時職員を採用しているもので、かなり古い時期からこの採用形態が適用されております。この臨時職員全体でどのくらいの割合を占めているかという点について、過去5年間のデータになりますけれども、次のような割合となっております。16年度が33.5%、17年度が30.6%、18年度が30.6%、19年度が32.4%、20年度が30.3%となっております。30%から33%台を占めている状況でございます。ちなみに平成19年度における近隣市町の臨時職員割合は次のとおりなのですが、館林市が25%、明和町が41%、千代田町が38%、大泉町が42%、邑楽町が41%となっております。館林市が一番低いです。25%です。郡内では板倉町が一番低い割合となっております。

○議長（荻野美友君） 時間が過ぎておりますので。

○5番（石山徳司君） では、一言だけ。

私もこれを絡めて本当は質問しなくてはならないのですが、数字だけを聞いて、これを研究しながら皆様方とともに、私の意見からすると、やはり臨時職員の待遇をやはりもう少し、日本国じゅうそうなのですが、臨時だの日雇いだのというのがこういう経済環境を悪化させますので、そのようなところは極力待遇を改善していただきたいと申し上げまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 以上で、石山徳司君の一般質問が終了いたしました。

次に、通告5番、小森谷幸雄君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[3番(小森谷幸雄君)登壇]

○3番(小森谷幸雄君) 通告書に従ってご質問を申し上げます。大変恐縮でございますが、私が最後の質問者ということで、大変お疲れかと思えますけれども、手短に明確にお答えをいただきたいというふうに切望する次第でございます。また、通告書の内容の変更ということで、1番につきましては、昨日町長より施政方針演説の中で触れられた部分が多数ございますので、後ほど時間がありましたら、幾つかポイントについてお話を聞きたいというふうに思っております。

2番目の保育所関係についてご質問をさせていただきます。就労環境の変化あるいは少子高齢化、核家族の進行、近隣関係の希薄化という中で、求められる保育サービスというものが非常に多様化しているということは現実の事実でございます。そういった中で当然町としてもその対応をスピードを早めていかなければならないということでございます。また、町におきましてそういった傾向は当然のことながら、顕著に出てきております。この少子化問題を一挙に解決するということはすぐにはできないかと思えます。それは私自身も十分承知しているわけでございますが、また、核家族化が進行する中での子育てのお母さん方の精神的な悩みとか、そういった悩みの相談窓口としての行政の果たす役割というのは、今後ますます重要に感じられます。午前中は教育長がいろんな観点で小学校教育以上のものについて、ご質問あるいはお答えがあったわけでございますけれども、入学前の保育行政についての一般的な町の基本的な考えを、まず担当課長にお伺いを申し上げます。

担当課長……、どうぞ、町長でも結構です。手短にお願いします。

○議長(荻野美友君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) そらいろいろ保育園の運営状況等も含めて、そういった保育園の多様化、いわゆる保育園に対する希望のいろんな角度からの多様化、あるいはそれ以前の子育ての関係についての窓口ということの、これもいろんな窓口が必要になるだろうというようなことでございますが、そういう意味においては、町としては先ほど秋山議員の問題もありましたが、積極的にできるだけニーズにこたえて窓口は対応したいと。それは基本的にはそんなにお金をどちらかという、要らない作業で十分対応できるのだろうなというふうに考えております。とりあえずそういうことです。

○議長(荻野美友君) 小森谷幸雄君。

○3番(小森谷幸雄君) ありがとうございます。

次の質問に入らせていただきます。当然のことながら町の子供に関する諸制度、いろいろございます。その中の保育園とか学童保育、あるいは子育て支援、あるいは母親クラブ、こういったものについて、質の問題でお答えを願いたいと思います。現状、公設民営のそらいろいろ保育園さん、あるいは公営の板倉保育園さん、北保育所、官民の保育体制がしかれているわけでございますけれども、その公民の中で営業と言うと失礼ですが、保育業務に携わっているわけでございますが、そういった中での官と民との中での子供、保育行政をつかさどる中での職員のバランス、そういった問題については十分考慮されておりますでしょうか。

○議長(荻野美友君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長（栗原 実君） 直接答えになるかどうかわかりませんが、一応保育園の開設に当たっての目的ということで、それぞれいろいろ、あるいはいわゆる公立その他の国というか、今の既存の町営の保育園という形でそれぞれ答弁ができております。いろいろについては、民営化の利点を十分生かして、さまざまな今まで公にない対応をそこら辺でしていただけるだろうということに目的を発して、加えて、ある意味での人件費の合理化等もできるのではないかとということで出発したように聞いております。また、公につきましては、国で定めた一応ガイドラインの中で、位置づけとしてはやっていたいただいているということでございまして、目指すところは、基本的にはいわゆる保育という面での総枠では大きな違いはないだろうと。ただ、いわゆる手法によって、多少需要度が当然違うということだろうと聞いております。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今町長からご答弁があった内容でございますけれども、官民とも質の問題については特別な差はないであろうというような判断があるわけでございますが、たまたま当町におきましては、そういった意味で官と民が並立をしているという状況の中で、当然いろいろ町行政当局が勉強するという中で、ちょうどいいタイミングの時期かと思えます。そういった中で例えば公立あるいは私立問わず、保護者へのアンケートとか評価とか、そういったものを定期的な実施をされておりますでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 定期的なアンケートはされているかどうか、私はちょっとまだ就任早々で、非常に申しわけないですが、担当課長から申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） いろんな意見の関係でありますけれども、すべての公立、私立も含めてそうなのですけれども、今町で次世代育成行動支援計画、これができていまして、この計画については10年計画で実施をしているわけでありまして、本年度が中間の年でありまして、本年度見直しをする中で保護者の方、あるいは一般の住民の方も含めて、いろんな意見を聞いて反映をしていきたいというふうを考えています。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 次に、学童保育の状況についてお尋ねをいたします。保育園と同様に学童クラブ、当然ひまわり学童クラブさん、まきば学童クラブさん、あるいはみつばち学童クラブさん、そらいろクラブさんと4カ所あるわけでございますが、みつばちさんを除きまして、現実のところは保育所という中での職員の方が、当然ある意味で責任を持って保育をされているというような感覚になりますが、みつばちにつきましては、専門の保育所とはまた別の場所で保護、保育をしている、学童保育をしているというような現実をとらえた場合に、特にみつばちさんの場合ですと、指導員さんとか保護者会で運営されていると。この辺についての安全、安心の部分で、当局の事故対応とかそういった安心面をサポートするような組織はできておりますでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 学童クラブの関係のご質問でありますけれども、みつばち学童クラブについては、保護者の方に運営していただいているわけでありまして、保護者の中でいろいろな指導の関係、あるいは事故等のマニュアルができていますので、それに対応していただいております。もし事故等があった場合については、町のほうに連絡が来ますので、その辺はその対応に従って各学童クラブごとに対応していただいているところでございます。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） その中で、今支援体制は十分にとっておるので、特に問題はないというようなことでございますが、先ほどと同様にこの学童クラブさんの運営についても、町行政当局として定期的なミーティングとかあるいは定期的な保護者との懇談会とか、そういった中で問題点を探り出すような仕組み、あるいはシステムになっておりますでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） みつばち学童クラブの関係、あるいはそらいろ学童クラブの関係、いろいろありますけれども、そらいろの関係については、常時ではありませんけれども、月に何回か園長が来ていますので、その辺はいろいろな情報交換をして確認させていただいております。それから、みつばちの関係については、連絡があった中での相談はさせていただいております。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 相談があったらというような話で、町側が受け手になっていると。やはり行政主導で定期的な訪問をした中での問題点発見ですか、あるいは対応、現場でやはり物事の判断という基準が必要かと思っておりますので、ぜひお忙しいと思っておりますけれども、そういった中での対応をお願いしたいというふうに思います。

さらに、もう一つの育児支援でございますけれども、母親クラブでございますが、基本的には地域子育て支援センターの中でのそらいろチャットさん、あるいは母親クラブが運営をしておりますひまわりキッズさん、この2形態があろうかと思っておりますけれども、特にそらいろの場合ですと、民間の保育所の中での保育ということで、そんなに問題はないのかなというふうに思いますが、母親クラブが運営をされておりますひまわりキッズさんでございますが、大変お母さん方がご苦労されて、自主的な運営の中での子育ての悩みとか、母親同士のコミュニケーションを深めながら、子供を何とか育てたいという自主的なサークルでございますけれども、ひまわりキッズにつきましては、西の保育所の跡地利用ということで、閉鎖された保育園をうまく活用している一つの例かと思っておりますが、そういった中でそらいろチャットさんについては、そらいろ保育園さんの施設内と、ひまわりさんの場合ですと、ベースが母親という中での自主的な運営と、こういった自主的な運営に対しての町当局の支援とか助成とか、その辺はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 子育て支援センターに対する支援の関係については、そらいろチャット、それから、ひまわりキッズがあるわけでありまして、児童数に対して、国の基準に対しての助成はさせていただいております。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） いろいろお金を出していればいいという部分もありますけれども、もう少し現場サイドに出向いていただいて、やはりお母さん方の支援を当局としてもしているという姿勢を出していただくことが大切な要件になるのかなと思いますが、行政というものがどうしても前向きに出られない、あるいは苦情とかいろいろ要望があったときには出ていくけれども、そのほかはそういった苦情とか要望がなければ、うまくいっているのだろうと、そういう判断の名のもとにいろんなことが行われていると。そういう中で場合によっては町民の方は、ある意味では行政は冷たいという表現にもつながりかねないような部分があるかと思うので、ぜひ前向きな施策、あるいは助成、補助、そういったものを含めて一歩踏み出していただければというふうに思います。

次の質問に入らせていただきます。そらいろ保育園についてでございますが、昨年の今ごろですと、この保育園の民営公設ですか、公設民営化でございますね。その中でいろんな議論があって、はや1年を迎えようとしているというように感じております。基本的に当初問題になった無認可保育所の解消とか保育サービスの充実、あるいはコスト削減、いわゆる大義名分があったかと思います。その中で過去何カ月かたった時点でいろんな問題が議員さん等から質問されまして、当時の答弁を考えてみますと、基本的には人件費の問題だから、削減できませんでしたというようなことで答弁が終わっているというふうに私、記憶をいたしております。その中でお尋ねをしていくわけでございますが、まず、そらいろ保育園さんの現状の園児数ですか、昨日も補正で減額修正というようなことで当初は150人であったけれども、120人だと、現行は。そういった中での補正の減額ですというようなご説明があったわけでございますが、現行園児数は確保されておりますでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 昨日議員さんのご質問の中で、減額の話がありましたけれども、当初150名の定数で保育園の認可をいただくということで予定をしていたわけですがけれども、その後公募したところ、定数が余り見込めないということから、定数割れも余りいいものではないので、定数を120にしたということですので、30名を今回補正の中で減額させていただいたわけでありまして。ですので、当初は150名の認可を予定していたのですがけれども、募集の結果、120名ということですので、今現在のそらいろ保育園の認可をもらっている定員は120であります。昨年の4月の開園時の児童数ですがけれども、128名。それから、2月1日現在でありますけれども、125名であります。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） では、当初の確保すべき150人からは変更になって、120人という定員の枠では、現行満たされていると、そういう判断かと思えます。

次の質問に入ります。そらいろ保育園さんで当初入園をされて、これはお母さん方の判断になろうかと思いますが、保育教育の考え方とか利便性の問題で園をかわられたというような話も聞くわけですが、その辺の状況を担当課として把握されておりますでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 4月に開園したわけでありすけれども、何人か転園の方があったわけでありすけれども、一番の原因が保育方針が合わないということだと思っておりますけれども、それが一番の原因で転園をしましたけれども、それから、保育方針が合わないということ、あるいは場所が、通園距離が遠いということから転園したわけでありすけれども、10名ほどの方が転園しております。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今の理由が教育方針の違いとか、あるいは園児の多分通園の問題で10名前後がかわられたというような話になりますが、くどいようで申しわけございませんが、やはりこういった本来はあってはいけないような内容だと思っておりますが、このかわられたときにそういった内容を具体的につかまえて、そらいろ保育園さんの管理者の方と保育の向上という名のもとに、そういった点についてお話し合いはされましたでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 開園して何カ月かたってから転園の方が1人、それから、また後日に1人ということで、3人か4人ぐらい、二、三カ月たってから転園があったわけでありすけれども、その時点で私も気になっていました。その後もその転園がしばらくおさまりませんでしたので、保育園に出向いて園長との意見交換あるいは理事長との意見交換をさせていただきました。それで、今現在、もう1年たつわけでありすけれども、保育方針の関係が一番の問題かと思っておりますけれども、そらいろの保育方針はやはりまだ1年目ということで、まだ受け入れられない部分も多くあると思っておりますけれども、保育方針についてはそらいろさんの保育方針ですから、その基本的なものがあるかと思っておりますけれども、板倉から急に転園というか、そらいろになったわけでありすので、これまでの板倉の保育方針、そういうものもなれるまで取り入れてほしいという、そういう要望をしながら、何回か話はさせてもらっております。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 先ほども申し上げた内容に触れますけれども、板倉にはたまたま公立の保育園と私立の保育園があるということで、お互いの利点を生かした中でさらにお子さん方の保育の向上ということが望まれるわけでございますけれども、やはり定期的な公立を訪問する、あるいは私立を訪問すると、あるいは定期的に交流があるかどうかわかりませんが、お互いのよさを生かすという意味で定期的な交流があっても私はよろしいのかなと。ではそういったものをどこが企画するのだろうと。まず保護者はやらないと思うのです。やはり行政が主体となって両方のよさを引き出すために、当局のほうでそういった場を設定していただいて、質の向上という部分をやっていくべきではないかなと。それは何か問題が起きて動き出すということではなくて、やはり当局として担当課なら担当課が定期的に両方を訪問して、お互いのよさ、あるいは悪いところは当然直すべきですけれども、そういった交流を深められれば、今以上に内容がよくなるであろうというふうに思うわけでございます。

次の質問に入らせていただきます。当初、先ほど申し上げましたように計画段階では公設民営化されると、非常にコストの削減になると、ここが大義名分であったというふうに認識をいたしております。建設費も四、五年で回収できるであろうというような説明もあったわけでございますが、この保育行政というものにつきましては、経費、コストの大部分は、やはり保育士のコストでございます。これが変わらない限り基本的に

はコスト削減は難しいと、これはだれでも理解できるであろうかと思えます。特に公立の保育所というのが次のように言われております。民間の社会福祉法人に比べて約4割増、株式会社などの民間企業と比較すると、約2倍もかかるというふうに言われております。当然のことながら保育所は人件費の総額が約9割ということで、典型的な労働集約型の事業でございます。当然のことながら経費が膨らむというのは、職員さんの給与水準が民間企業の保育所の従業員に比べて非常に高い、これはもう当然当たり前のことでございます。当然公設の場合ですと、単純に職員さんを解雇とか配置転換は難しいと、それも当然予測されるわけでございます。さらに自然減あるいは退職等を考えていくならば、当初目的とした四、五千万円の経費、コスト削減にはいきなりはつながらないと。それも段階的に削減はされるであろうと。究極の目的が四、五千万円だったのか、配置転換をしてすぐ四、五千万円の経費削減を目指したのか。その辺の話がよく見えなかった部分も私、自分ながら非常に恥ずかしいというふうには感じております。

特に昨日、21年の機構改革が通ったということで、7月に人事異動が行われると。そういった枠組みの中で、これは町長にご答弁をいただきたいのですが、公立における職員さんの状況がやはり経費のコストダウンにつながっていないというようなことは直結いたしておるわけですので、その辺をやはり当初目的であった経費のコスト削減と、これはやり残した事業の一つになろうかと思うのですが、その辺の対応について町長のご意見をいただきたいと思えます。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 保育園の先生方のやりとりだけで事が済めばよかったわけですが、現実的にはいわゆる無認可保育園の正職の先生方を、表現は適切かどうかわかりませんが、やめていただくわけにもいかないという事情の中で、現状を維持していると。したがって、西、板倉、北、あれは正式には西か。

[「板倉」「板倉保育園」と言う人あり]

○町長（栗原 実君） 板倉ね、この2つの保育園に正職員の先生が集中的に寄っているという実情はあろうかと思えます。もちろんこちらの人件費を低くするためには、その先生を役場の中へ異動していただくことで、そちらの解消はしますが、全体の役場の職員数には何ら変わらないという実情がありまして、自主的に減らすというのは、おやめをいただくという手順を踏まなければなりません。それも現実論としてはできないという流れの中、それから、役場のほうへ、こちらに吸収をするということになれば、新規採用も果たして抑制をしていくのかどうかという、さらに長期計画にのっとった上に加えて抑制をしなくてはならないことになるのか。そういったときにその年代が一定の時期に来たときには、組織としての体をなすのかどうかということも含め、非常に難しい判断を迫られております。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 非常に人の問題ですから、右から左に動かすようにはできないと思うのですが、やはり当初の計画が四、五千万円経費節約になると。そこにポイントを求めて出発していると。そのできないのが人件費であると。全庁的に見れば、職員数は変わらないし、経費の削減にはならないということもよく理解できますが、公設民営化をするときの最大の目的を私は当然考えたときには、職員さんの配置がえというのは前町長さんの頭の中にも多分あったはずだと思いますし、あるいは世間一般の中で保育児童が減少していく中で、余った先生方、余ったという大変な言い方なのですが、申しわけないのですが、余剰の

職員さんが北とか南に行かれているわけです、現実の姿として。そうすると、そういった中で所定の園児数が何人で、保育士が何人と、そういう枠組みがございませけれども、非常に、これもちょっと言葉が適切かどうかわかりませんが、楽な体制の中で保育をしているというような見方をされる部分もございませるので、そういう部分を払拭するためにも、ここは町長のリーダーシップというか、そういう部分での動きが、人の問題ですからできませんということだと、なかなか納得できないという部分があるかと思いますが、その辺についていかがでございませるか。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） この間保育園の先生方の個人の調書も読ませていただきまして、基本的には私どもは保育士として採用されて、彼女らいわく、ほかの事務職としての適応性は非常に幅の狭いものがあるだろうと。したがって、でき得れば、転職は希望しないというような方たちが大まかでございますが、中にはこれから先々を考えると、そういった見ようによれば、自己主張ばかりをしていられない状況かとも思いますので、勉強してこちらへ回ることを希望する職員も何人か、保育士ですね、いるやに把握をしております。そういったものを通じて保育園の人員費は数字上は下げることは可能なのですが、今この役場がこれだけの人数で回っているのに、保育園から先生がこちらに来れば、向こうは減っても、こちらがプラスになるのです。かといって、おやめをいただくということも基本的には権利を持っているわけですから、できない流れの中で、今の時点では今言ったそういった希望の方も含め、新規採用を多少ながらも抑制をしながら、なおかつ加えて保育園のいわゆるサービスの内容、例えば3歳以上であれば、1人の先生が七、八人、あるいは10人見るところを、ゼロ歳児にすれば、子供3人に先生が1人つくというような、そういう特色を保育園で出していくことによって、消極的な方法なのですが、先生方の力をそういう面に発揮して、それがサービスという形で地域に還元されていく以外にとりあえずは方法はないのかなという感じはしていますけれども、せっかくのご指摘ですから、真剣にどういう形がとれるか。極端に言えば、人数が変わらないし、それをやめていただくと、減らすという強行手段ができないですから、いわゆるコストを下げるには仕事を増やすか、一定の論理でいけば、方法はないのです。

ということも踏まえ、私は就任早々そらいろの話聞きまして、当時の課長はだれかみたいなことまで、なぜこんなことを、議会にちゃんと相談したのかと。なぜ当時の議会がこういった、だって、新たにあそこできて、3園をつぶして、1園そらいろさんを開設をして、それだけで見ると、四、五千万円の黒にはなっているのです。町から出ている補助金は3園に対しては8,000万円、そらいろさんに出ているのは約4,000万円ぐらいですから。だから、それだけを見れば、やや当初の目的。だけれども、そちらの3園の先生方がおやめになっていただくこともできないし、そういう流れのところまでちゃんといわゆるシミュレーションを立ててこの問題に対応したのかと。でもなくては、議会だって普通であれば、賛成をするはずはないだろうと。だって、五、六千万円浮かせるわけが、五、六千万円あべこべ人員費で赤字が出て、赤と、単純計算でいけば。ただ、数字上はそうでありませても、私も前町長の代理で保護するわけではありませませんが、3園をそれぞれ耐震もしなくてはならないとか、非常に古いそういう建物的欠陥もございませました、一つは。あるいは、国の無認可保育園というのは、時代にそぐわないから解消しなさいという強い指導もありませました。あるいは、町の中に公立ばかりの保育園が4つあって、5つですか。ちっとも民営化が、いわゆる民としての保

育園が……。ちっともではないですね。ひまわりさんとまきばさんがあるのですが、そういう町民の総合的な声、プラス最も大事だったのは、ニュータウンが売れないので、ニュータウンの販売促進のためにも、当初の計画どおりあそこら辺に保育園を開設をしてほしいという幾つかの要望にこたえるという目的もあったように聞いておりますので、それらを勘案すれば、今挙げた理由が一つの理由につき何万円に該当するかわかりませんが、総合的には失っているものも大きいけれども、考えてみれば、建てかえはせずにもう済んだわけで、いい施設に建てかわっているし、何千万円の評価になるのだらうと。ただ、これから毎年毎年そういった状況も続きますし、それより何より以前に3億円ほどかけて、町がないお金をさらに投資をして、無償提供したという事実もございまして、10年たつとまた六、七億円これで赤字の方向で、この町は全くこんなことばかりやっているからというのが、当初私が就任したときの感想でございました。

ただ、議会さんもどこまで説明を受けて、この成り行きに賛成をしたのか、私は把握はしておりません。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 今の町長が数字的な表現はできない中での効果部分を言葉で述べられております。その点はよく理解できます。

それと、これは消極的なご意見ということで後でシミュレーションを出していただきたいのですが、基本的には保育園の先生方がある意味では高齢化を迎えると、高齢化というのか。そうした折に、若い先生が入ってこないというような悪循環、年齢層別の保育士の先生がおられることが私はベターかと思うのですが、そういった中で年齢構成が偏ってくるであろうというようなことが想定されるわけでございます。その点も配慮されまして、ぜひ活発な保育園活動ができるようお願いをしたいということと、何人の先生方がおられて、年齢構成が幾つで、将来的には幾つで退職するから、これは消極的な発想ですけども、何年後に4,500万円に到達すると。到達するかしないかわかりませんが、その辺もやはり具体的に出していただかないと、我々議員として賛成した立場もございまして、その辺もやはり出していただければ、後日で結構でございますので、ありがたいかなというふうに思っております。

保育園につきましては、時間の関係もございまして、以上で閉じさせていただきますが、次に、健康の郷、季楽里についてのご質問を申し上げます。私が言うまでもなく季楽里、ああいって農産物直売所、いわゆる地産地消あるいは生産者の顔が見える農産物を求める消費者の期待にこたえるという形で、農産物直売所が全国的に発展拡大しておるわけでございます。その数が約3,000とも言われております。場合によっては無人の店舗等を入れると、全国で1万というようなことも言われております。さらに直売所では新鮮でおいしい農産物、あるいは伝統野菜や手づくり加工品等の提供により、消費者ニーズにこたえようという観点かと思えます。また女性あるいは高齢者等の生きがい活動としての場であるということも十分承知をいたしております。またある意味では、都市住民との交流促進の面でも高い評価がされて、地域の活性化につながっているというふうに認識をいたしております。そういった中で直売所が当然増加するに従って、直売所そのものも競争の時代に突入をしていると。安易な運営をしている直売所は淘汰をされてしまうという心配も出てきておるのが現状かと思えます。そういった中でご質問をさせていただきますが、まず1番目でございますが、季楽里建設までの経緯。当然目的もあるわけでございますが、その辺を簡単に手短にお願ひ申し上げます。担当課長でよろしいですかね。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 季楽里建設の初期の目的というご質問でございますが、これはもう一般的にこの直売施設の目的というのが、その地域地域のまず農産物のPR、それとあわせて、いわゆる地元の農業振興の一環、なおかつ食の安全等が叫ばれている時代でございますが、いわゆるきちっとした生産履歴の管理の向上、そういったものが目的、第一義ということで考えております。それとあわせて、都市と農村の交流の拠点という位置づけもございますので、そういった中でいろいろなイベント等を催しながら、集客を図る場ということでこの季楽里を立ち上げたという経過でございます。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 経緯、目的について今お話があったとおりだと思います。季楽里がオープンをしまして4年が経過しておるわけでございます。建設農政課の課長さんからいただいた資料によりますと、当該年度につきましては1億4,000万円の売り上げがあるということで、それが多いか少ないかは別として、その1億4,000万円を売っているという状況の中で、4年目を迎えているわけでございますので、各年度ごとにいろんな指数が出てくるわけでございます。そういった中で役場の職員さんを除けば黒字ですと、こういう表現も過去、議会の中で答弁をされているというふうに思っております。その中で私が考えるのは、保育園さんもちょうど問題があるのかなと思うのですが、この季楽里についても一つの事業としての採算性が当初の計画の中で、職員を除けば黒字ですと、こういう論理は私はあり得ない。そこに投入されている職員が働いてその売り上げをつくっているわけでございますので、やはり人件費はその直営所の人件費として私は計上するのが当たり前であろうかなというふうに思っております。その辺現行、この間もちょっと訪問させていただきましたが、町の職員さんが2名、それから、もう一人嘱託の男性の職員さんが1名、それから、パートの方、女性の方が、雨だったせいかわかりませんが、お2人ほどおられた中で活動をされておったわけです。そういった点ではいろいろお店という観点からすれば、ご苦労があるのかなという認識は十分できるわけでございますが、やはりそういった今4期目を迎えて5期目に入っておるわけですが、その中で問題が何なのだろうというような中で、売り上げなのか、利益高、いわゆる率なのか、来店客数なのか、人件費なのか、そういったものがきちんと分析をされて、その対策がとられるというのが一つの考え方になろうかと思えます。

そういった点でいろいろ問題があるのかなというふうに思いますが、過去4期、今5期目を迎えている中で、決算がいろいろ数字的に出ておるわけですが、そういったところの決算表を見て、担当課長はどう思われますでしょうか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[建設農政課長（中里重義君）登壇]

○建設農政課長（中里重義君） 私も商売人、本職ではございませんので、非常にこの辺の判断については、分析もなれてないということ前置きさせていただきましてお答えをさせていただきたいと思いますが、確かに役場から出ている職員の人件費まで賄うぐらいの収益を上げるということになりますと、大分以前ですが、試算をしてみまして、年間5億円程度の売り上げのもとに、これは10%の手数料ですと5,000万円なのですが、5億円程度の売り上げがあれば、町から職員を出しても十分賄えるだろうという、そんな試算をしてみたことがございます。これはとらぬタヌキの皮算用でありましたですけれども、という中で、やはりこ

の16年10月のオープン以来4年を経過、4期を終わりました5期目に入ったという中では、売り上げ金額、先ほど小森谷議員のほうから申されましたとおり、初期、第1期目が総売り上げで1億1,300万円だったものが、4期、昨年9月までの1年間では1億4,000万円ですか、まで伸びてきたと。これは余り喜べるほどの伸びではないというふうに思っております。それに伴ってやはり当然経費も伴ってくるわけですから、その辺を勘案してこの純利益を見ますと、さしたる顕著な伸びはないというふうに感じております。そういうことを踏まえて今後改善のための施策模索をしていきたいというふうに考えております。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） その中で、これは私も驚いたのですが、来店客数の動向を見ますと、6割という最初数字を聞いたときに、県外ですよ。えっということ、そんなことないでしょうというようなやりとりをさせていただいたのですが、現実には県外6割、群馬県の町外3割、町内1割です。これはどう理解しているのか私もちょっと戸惑ったのですが、やはりこの辺にも問題があるのかなということで、今答えを求めつもりもないのですけれども、認識としてやはり地元が一番その店を愛すると。道路つきの問題とかそういう問題があるかどうかと思うのですが、私は基本的には商売というのは地元で、地元の生産者が出しているお店だから行かないよと、そういう論理があるかどうかわかりませんが、やはり町外が6割というのは、将来的に何らかの改善をしなければいけないというふうに思っております。

それはそれとして、そういった問題も含めて、季楽里でいろいろ問題が起きているということは皆さんご承知のほうでございます。そういった中でまたこれはちょっときつい質問になりますが、担当課とかあるいは生産者協議会とか、店長さん、所長、こういった人たちが現実あのお店を利用していろいろ活動して、何とか売り上げに貢献したいと、利益を出したいということで日夜頑張っておることも十分承知できますが、基本的にはそういった会議体が定期的に行われて改善活動が行われているかどうかちょっと定かでないのですが、余り活発に行われているというふうには伺っておりません。やはり店に問題があるとするならば、午前中も現場、現場というような話がありましたのですが、問題点は現場にあるわけでございます。そういったところで先ほど申し上げた3者の代表による店舗クリニックとか、あるいは店舗の外周のあるべき姿とか、そういったものをきちんと定期的にクリニックを行って、改善をしていくということが筋論かと思えます。

それと、これは申しわけないのですが、この季楽里の直売所でございますが、管理運営委員会というのが現実の姿としてあります。ですから、そういったところでこれは栗原町長以下町のそうそうたるメンバーが入っております。町、議会、農業委員会、農協、生産者協議会、そういった季楽里に一番関心を持って問題解決に当たるべき人たちが、こういった季楽里の問題について、極端な言い方をしますと、役場職員さん2名出向しているからいいのだということで考えておられるのか。今後そういった関係機関も含めて対策を打ちながら、売り上げを上げて改善を図って、当然町民に愛される、あるいは町外のお客様に愛される、そういう道筋を立てるべきだと私は思うわけでございますが、その辺町長いかがでございますか。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 基本的に全くこんな話をさせていただくと驚きかと思いますが、私が過去に議員をやっておりましたときに、この問題の季楽里の設立にかかわりました。当時青木議長、私は総務委員長、亡くなりましたが、小島昭男氏が産業建設委員長と。当時の議会では、季楽里の建設に対しては100%全員が

反対でございました。それを当時の政権が過去の契約に基づいて、何としてもつくるだけはつくらせていただきたい。進むも地獄、退くも地獄、その表現で議会の全員が反対だったにもかかわらず、つくったというのが経緯でございまして、その極論をすれば、間違いなく赤字でいくだらうと。もうかることなんかあり得ないと、議会としての見解は。加えて、その状況を何年か見定めたら、つぶしてもよかんべえというような、そのくらいのいわゆる悲観的要素といましようか、いわゆる内郷土地改良区の関係で我々が想像していない早い段階で、密約だったか、あるいは何約だったかわかりませんが、そういったことが事実ございまして、小一億の金を捨てるか、それをつくらないということになれば、今のハウス、施設園芸をされている海老瀬地区の相当補助金をいただいた方が全部返還をするか、そういう状況に追い込まれておりますのでということで、我々が何回となくそういううわさを聞くけれども、そういう事実はないかということを実時詰問をしてきたわけですが、いよいよ今年なさなければ、来年度中につくらなければ、国から返還を求められると。ですから、何としてももう理屈ではなく、だから、もともとが採算性とか合理性とかお店の立地、いわゆる経営的感觉とか、すべて我々も分析をした結果として、そういうことで開設をした経緯がございまして。

ただ、思いのほか役場から現状を見れば、こちらから2名の職員を派遣をしているとはいえ、今の役場の中は向こうへ2人出ていっても、回っているのですから。あそこから2人引き揚げれば、人件費は向こうから消えますが、こっちがプラスになって、さっきの保育園の先生の論理ではないですけれども、2名分全体で楽してしまうのです。そういう考え方を総合的に見ていきながら、何とか今日まで売り上げを確保し、幾分かでも一生懸命やっている姿を見るときに、これをつぶすのかどうかという厳しい判断のときに来ていると思います。ただ、そういういきさつもありながらも、ここまで来た努力を無にしないために、どうしたらあそこをさらに中里課長の言う、さらに5億円までとはいかなくても、持っていけるかということで、この間具体的に指示も出しております。こうせよということも。それは店舗の営業部分を地産地消部門では恐らく黒字は出ないと、もうけは出ないだらうと。たかが野菜の国産だ、安全だといっても、大根は1本100円ですから、50円の時もある、30円の時もある。1割5分ふっかけても5円、10円の手数料もあるわけですから、それで人件費を賄うことはあり得ないと。それでいわゆる西の施設の部分を何としてももうけを出す部門にしたいということで我々が当時苦勞を重ねて、そういった議論をした結果としての現状ですが、肝心のそちらの部門がまだどうも前進を、私、4年間ブランクがございましたので、前進もないようでございます。そこら辺のどのように活用がえをしていくかということも含め、発展の要素も、あるいは採算の部門に入る要素にもなる可能性も秘めているということで、今現在私なりの指示をし、担当課にも全力で可能かどうかもうやれというような指示を出しております。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 議長、済みません。何時まででございませうか。

○議長（荻野美友君） 3時までです。

○3番（小森谷幸雄君） 3時、ではまだ2つほど質問をさせていただきます。

今町長が述べられた食堂の件でございませうが、生産者のほうもそうなのですが、町内の方ですと、手数料が12%、町外ですと15%、それから、食堂の売り上げでございませうけれども、昨年度ですか、19年の10月から20年の9月、1,500万円、6%。6%といいませうと、あそこは定休日もございませうから、三百二、三十日、40日ぐらい。毎週1回休みですから、そんな感覚でやりますと、約4万8,000円と。おそば屋さんとして4

万8,000円が高いか低いか私も直接おそば屋さんをやった経験がないのでわかりませんが、年間のして95万円しか貢献がないと。この辺が一番の問題なのかなと。ですから、食堂と物販のほうが併設されているわけですので、本来ならば相乗効果を発揮してお客さんが増えていくと、売り上げが増えていくという形をとるわけですが、おそば屋さんに関しては1,400万円、1,200万円、1,400万円、1,500万円、さらに手数料が途中から6%に下げられたと。こういう部分も町でお働きになっていて、収益が上がらない、手間が出ないというような背景があったかどうかわかりませんが、下がったということは、やはりあそこを運営される団体の私は努力不足であるというふうに認識をいたしております。

先般お尋ねしたときに、11時から2時ですと。3時ごろ行きましたので、食堂、真っ暗け。店全体がやっているのかやってないのか、ちょっと曇っていた日ですから、判断しかねる部分もあったのですが、あの辺につきましてはこれはお願いでございますけれども、やはりあそこに店長さんがおられて、物販の部分と食堂の部分と、管理者という立場でもう少し食堂のほうのあり方を研究されて、売り上げ貢献、そばだけではなくて、漬物とかそういった地場産の加工、まんじゅうとかそういったものはやっておりますが、あいている時間があるとするならば、何とかそこを盛り立てるためにあそこでの自助努力というものも、私は必要なのかなというふうに感じました。

それと、時間がないので、最後の質問という形になりますが、ああいった農産物直売所でございますけれども、我々も建設農政生活という常任委員会の中でいろいろああいったところを、北海道のニセコ町とか会津の西会津町とか見させていただいたわけですが、やはり販売所の目的、いわゆるコンセプトが非常に明確になっていると。今ですと、単に地場産野菜とかあるいはお客様の顔が見えるということで、当然生産者の名前等は入っているのは何の差別化にもならない。どこの直売所でも当たり前と。そういった健康志向とかそういった高まりの中で、当然無農薬であるとか、有機栽培であるとか、そういった取り組みをされて、差別化を図るということがやはり大事な一つの要素になるのかなと。季楽里さんでそういった内容の産物が出ていますかということで店長にお尋ねをさせていただきました。そうしましたら、名前は伏せさせていただきますが、イチゴを出されている方ですと。そのイチゴの売り場に行きました。そうしましたら、ポップ、POPと書いて、販売価格とか特徴とかを書いてあるのをポップということで表現をするわけですが、そのイチゴをつくられている方は、きちんと土をこういった形で醸成しまして、そこでできたイチゴですと。ほかは当然地場産という枠組みの中で何も表現はされてないと。よそ様をぼんぽこさんとか北川辺の道の駅、あるいは大和根の駅を拝見させていただきましたが、やはり飛びつかなくてはいけないような対策ではなくて、地についた対策をやっていくことによって、私はもう少し消費者に近づいた商売というのがあるのではないかなと。先ほども申し上げますけれども、現場を先ほどのメンバーさんたちが見てもいいし、いろんな場面で現場をクリニックして、対策を練っていくことが大事なのかなと。

今日、たまたま昨日いただいた資料の中で、大変失礼な言い方になりますが、たまたまこれは別件で教育委員会の点検評価報告書というのが19年度で出されております。私、これを中身は全部読んでませんが、こういった形でPlan・Do・Check・Actionと。いわゆる問題点の改善の方法として、行政側から多分私の記憶の中では、こういった書式で出てきたのは、中身は別ですよ。初めてなのかなと。こういった仕組みを定着させて、物事を改善させていくということが非常に大事なのかなというふうに思っております。

それと、もう一点だけ、大丈夫ですね、述べさせていただきます。これは本来ならば冒頭でやるべきことだったのですが、北海道のニセコ町でございます。ニセコ町基本条例というのがありまして、かなの町外から視察が多いと。その中で予算書というのがありまして、「もっと知りたい、今年の仕事」と。これはニセコ町ですと、2,400世帯あるそうですから、これをただで配布いたしております。印刷コストが大体370円です。基本的に町外の方には1,000円で売りますということなのです。そうすると、予算の中に20万円計上してあるということは、200人が町外の方が何かの参考にするということでも分求められているというふうに理解できます。そういった中でいろいろ揚舟を500円から1,000円に上げなければいけないと、そういった苦しい財政状況の中で理解はできるのですが、こういったことも情報公開ということで、町民に非常にわかりやすい言葉で表現をされております。すべてのことが大体町民の知りたがっていることが全部網羅されております。予算に限らずいわゆる財政用語とかも含めて、そういった点2点。あわせて町長お願いします。

○議長（荻野美友君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） いろんな角度でご指摘をいただきまして、一々ごもっともな面と、出発そのものがそういう状況であるけれども、それはそれとして見捨てるかどうか分岐点だろうなど。その面についてこれから1回総力戦を挙げて努力して、どこまでいけるかという、先ほど季楽里の俗に言う西の面ですね、をご指摘のとおり頑張るつもりでございます。それも含め、今町の政治の姿勢も含め、よいことは積極的に必要と思うことはすぐからでもやる、またやらなくてはならないといういわゆる意識がえも、何回かの訓辞を通して職員にも申し上げております。世間が非常に厳しい中で役場の職員だけは月給も保障されている、ボーナスも保障されている、だんだん、だんだんいづらくなるよと。それにこたえるためには、もうサービスと鋭敏ないわゆる感じる力、それをまた実行する力にかかっているということで、職員にどんどん浸透させ、またその陣頭指揮に立って、今のニセコの例なども含め、さらに検討を加えて、サービスに努めたいと思っております。大変ありがとうございます。

○議長（荻野美友君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 以上で質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 以上で小森谷幸雄君の一般質問が終了いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○議長（荻野美友君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日の5日は午前9時から建設農政生活常任委員会を開催します。6日から8日までは休会とし、9日は総務文教福祉常任委員会を開催し、10日には建設農政生活常任委員会を開催し、予算事務調査を行います。

11日は休会とし、12日の最終日は午前9時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午後 3時01分）

